

283

18

松山高等学校一覽 第23、24年度
昭和十六年度



0051314001

0051314-001

283-18

松山高等学校一覽

松山高等学校・編

松山高等学校

昭和16、17年度(第23、24学年度)

昭和16-17

AHM

283

18

松山高等學校一覽

第貳拾參學年度 (昭和十六年度)

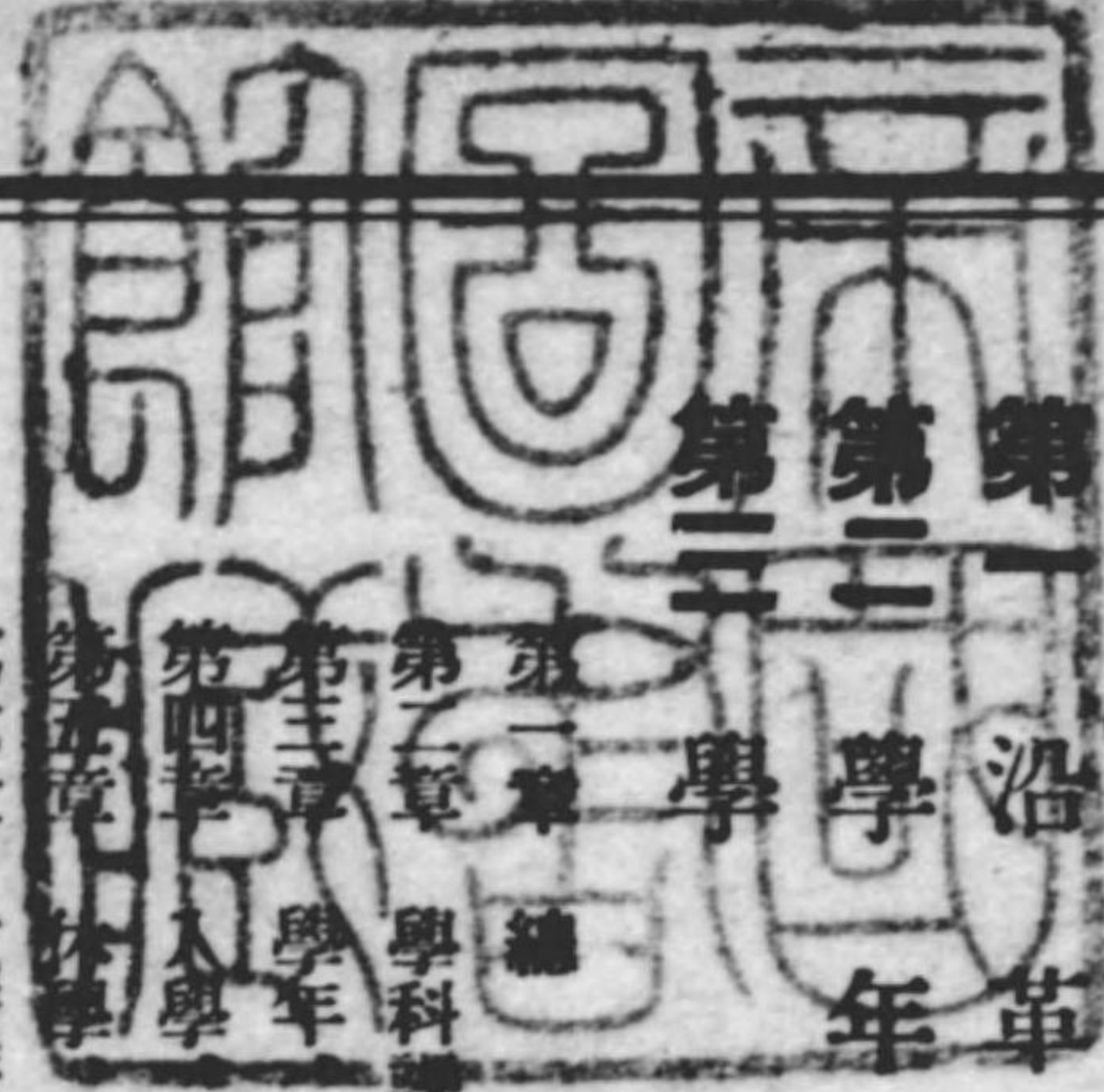


松山高等學校一覽

發行所寄贈本

目次

第一章 沿革	一
第二章 學則	一
第三章 學則	一
第四章 學則	一
第五章 學則	一
第六章 成績考查、修了、卒業	二
第七章 授業料	三
第八章 寄宿舍	三
第九章 制服	三



第十章 圖書、器具、機械..... 三

第十一章 褒賞、懲戒..... 六

第四 生徒心得..... 三

第五 細則..... 高

一 學期施行細則..... 高

第一章 學科、授業..... 高

第二章 在學、休學、轉科、轉類..... 三

第三章 編制..... 七

第四章 成績考查、試驗..... 七

第五章 授業料、寄宿合費..... 〇

第六章 寄宿舍..... 〇

第七章 制服..... 〇

第八章 圖書..... 四

二 生徒意得細則..... 四

三 服務及處務細則..... 四

第一章 教官ノ服務..... 〇

第二章 事務員ノ服務..... 〇

第三章 學校醫ノ服務..... 〇

第四章 教育事務..... 〇

第五章 分課事務..... 〇

第六章 文書處理..... 〇

第七章 當直..... 〇

物品會計規程細則..... 天

第六 職員..... 查

第七 生徒及卒業者..... 七

一 生徒氏名..... 七

二 卒業者氏名..... 八

三 生徒年齡調..... 二

四 本年度入學者學歷別..... 二

五 生徒、入學志願者、入學者及卒業者科類別..... 三

六 生徒及卒業者原籍地方別..... 三

七 卒業者狀況調..... 天

第八 敷地建物..... 三

附錄..... 三

○報國團規則	一四
○報國團役員	一五
○對抗競技ニ關スル全國高等學校長ノ申合事項	一五
○同窓會規約	一五
○舊職員	一五

第九 關係法令

一 高等學校令	一
二 高等學校規程	一
三 文部省直轄諸學校官制(抄)	一
四 文部省直轄諸學校職員定員令(抄)	一
五 文部省直轄諸學校長職務規程	一
六 帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル件	一
七 高等學校高等科入學資格試驗規程	一
八 文部省直轄學校外國人特別入學規程	一
附 外國人及殖民地人學生ニ對スル入學取扱方	一
九 高等師範學校及文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ヲシテ受ケタル他ノ高等師範學校及直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル件	一
一〇 文部省直轄諸學校ノ二學校以上入學出願者ノ入學スヘキ學校	一

一一 高等學校高等科學力檢定規程	一
一二 學校醫務規程	一
一三 兵役ニ關スル法令(抄)	一
一四 陸軍現兵將校學校配屬令(抄)	一
一五 學校及圖書館特別會計法(抄)	一

附 圖

本校敷地建物圖

卷末

第一沿革略

大正八年

四月十四日 勸令第百十二號ニヨリ本校ヲ設置セラレ同日勸令第百十三號ヲ以テ職員ノ員數ヲ校長一人、教員十八人、書記三人ト定メラル

四月十五日 第三高等學校教授由比 賀校長ニ任セララル

四月十六日 文部省令第百十三號ヲ以テ本校ノ位置ヲ愛媛縣松山市ニ定メラル同日文部省内ニ假事務所ヲ開設ス

六月 文部省内假事務所ヲ松山市公會堂本校假校舎内ニ移ス

七月三十日 生徒百六十人ノ入學ヲ許可ス

九月 文部大臣ノ許可ヲ受ケ本校學則ヲ制定ス

九月十日 松山市古町大林寺ニ於テ本校代用寄宿舎ヲ開始ス

九月十一日 松山市公會堂本校假校舎ニテ入學式ヲ行ヒ同十二日ヨリ授業ヲ開始ス

十月十六日 教育勸諭本ヲ拜受ス

十月二十六日 十月二十六日ヨリ同月二十九日マテ四日間周桑郡小松町新居郡別子銅山四坂島精練所及越智郡今治方面へ修學旅行ヲ舉行ス

大正九年

五月三十一日 勸令第百八十號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授二十人、書記四人ニ改メ助教授一人ヲ加ヘラル

七月二十七日 本校敷地ノ引渡シヲ受ク
七月三十一日 生徒百五十七人ノ入學ヲ許可ス
八月二十三日 愛媛縣温泉郡道後村大字持田本校新築校舎ニ移轉シ事務ヲ開始ス
九月一日 入學式及始業式ヲ舉行シ同日ヨリ授業ヲ開始ス在學生徒三百十六人
九月二十一日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第二十條及第二十一條ヲ改正ス
十月十三日 天皇陛下 皇后陛下御眞影並ニ 皇太子殿下御影下賜セララル
十一月廿二日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三條、第四條、第五條、第二十一條ヲ改正ス

大正十年
二月二十六日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三條、第四條、第五條、第二十一條ヲ改正ス
三月三十日 勅令第五十號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授二十五人、助教四人、書記五人ニ改メラル
四月五日 生徒百五十人ノ入學ヲ許可ス
四月十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百六十八人
六月六日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第十三條、第十八條、第十九條、第二十七條ヲ改正ス
十一月二十日 本校開校式ヲ舉行ス

大正十一年
一月十二日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第二十二條、第二十三條、第二十七條ヲ改正ス
三月四日 第一回卒業スヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス
三月二十五日 第一回卒業者百二十一人ニ卒業證書ヲ授與ス
四月十一日 生徒百四十四人ノ入學ヲ許可ス

四月十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百八十八人
五月十二日 寄宿舎食堂炊事場煙突ヨリ出火同建物一棟ヲ燒失ス
七月十日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第二十七條ヲ改正ス
十一月十二日 閑院宮殿下本校ニ臺臨遊ハサル
十一月廿四日 皇太子殿下本校ニ行啓遊ハサル

大正十二年
三月三日 第二回卒業スヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス
三月七日 寄宿舎食堂炊事場火災復舊工事竣成ス
三月二十五日 第二回卒業者百四十六人ニ卒業證書ヲ授與ス
四月一日 本校所在地名ヲ松山市大字持田ト改稱セララル
四月十一日 生徒百五十六人ノ入學ヲ許可ス
四月十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百九十二人
四月二十五日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第二十七條ヲ改正ス
七月三日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第二十二條ヲ改正ス
七月十二日 同窓會發會式ヲ舉行ス
十月三十日 十月ヨリ十一月四日マテ六日間京阪(天橋立、伊勢、高野山、大阪附近、京都帝國大學臨海研究所等)九州(阿蘇山、耶馬溪、門司、福岡附近)方面へ修學旅行ヲ舉行ス

大正十三年
三月二十五日 第三回卒業者百五十二人ニ卒業證書ヲ授與ス
四月十一日 生徒百五十七人ノ入學ヲ許可ス

四月十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百八十七人
六月十一日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學期中第二十三條、第二十四條ヲ改正ス
七月十三日 第二回同窓會總會ヲ開ク
十月二十四日 開校第五周年記念式ヲ舉行ス

大正十四年

三月二十五日 第四回卒業生百三十五人ニ卒業證書ヲ授與ス

三月三十日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第二十三條乃至第二十七條ヲ改正ス

四月一日 勅令第八十一號ヲ以テ直轄諸學校職員定員令中改正セラレ本校助教四人ヲ三人ニ改メラル

四月七日 校長由比 實第七高等學校造士館長ニ任セラレ橋本捨次郎校長ニ任セラル

四月十一日 生徒百五十三人ノ入學ヲ許可ス

四月十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百九十八人

五月十日 天皇 皇后兩陛下御結婚滿二十五年奉祝式ヲ舉行ス

六月三日 勅令第二百十六號ヲ以テ直轄諸學校職員定員令中改正セラレ本校書記五人ヲ六人ニ改メラル

七月十三日 第三回同窓會總會ヲ開ク

十二月十二日 照宮成子内親王殿下御誕生奉祝式ヲ舉行ス

大正十五年

三月二十五日 第五回卒業生百六十五人ニ卒業證書ヲ授與ス

四月七日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則全部ヲ改正ス

四月十一日 細則全部ヲ改正ス

四月十二日 始業式ヲ舉行ス

四月十九日 生徒百六十二人ノ入學ヲ許可ス

四月十九日 入學式ヲ舉行ス在學生徒四百八十七人

九月三日 第四回同窓會總會ヲ開ク

十二月十七日 天皇陛下ノ御臨幸平遙祈願ノ御爲伊勢神宮遙拜式ヲ舉行ス

昭和二年

一月八日 大正天皇奉悼式ヲ舉行ス

二月七日 大正天皇御大喪儀遙拜式ヲ舉行ス

三月二十五日 第六回卒業生百三十九人ニ卒業證書ヲ授與ス

三月三十一日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三十四條、第三十五條、第三十八條、第三十九條ヲ改正ス

四月十一日 始業式ヲ舉行ス

四月十九日 生徒百五十三人ノ入學ヲ許可ス

四月十九日 入學式ヲ舉行ス在學生徒四百九十一人

六月三十日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三十一條ヲ改正ス

七月十二日 第五回同窓會總會ヲ開ク

八月二十七日 校長橋本捨次郎依願本官ヲ免セラレ教授金子幹太校長ニ任セラル

九月十日 久宮祐子内親王殿下御誕生ニ付祝詞ヲ奉呈ス

十二月廿七日 勅令第三百六十六號ヲ以テ直轄諸學校職員定員令中改正セラレ本校ハ助手ノ額ニ一人

ヲ加ヘラル

昭和三年

- 三月 八日 久宮祐子内親王殿下御薨去ニ付 天機並ニ御機嫌伺ヲ奉呈ス
- 三月 十三日 久宮祐子内親王殿下御葬儀ヲ行ハセラル、ニ付遙拜ヲ行フ
- 三月 二十五日 第七回卒業生百五十三人ニ卒業證書ヲ授與ス
- 四月 十一日 生徒百五十六人ノ入學ヲ許可ス
- 四月 十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百七十五人
- 七月 六日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第八條、第十條、第十一條、第十六條、第二十二條ヲ改正ス
- 九月 二日 第六回同窓會總會ヲ開ク
- 九月 二十八日 秩父宮雍仁親王殿下御結婚ニ付祝詞ヲ奉呈ス
- 十月 九日 天皇陛下 皇后陛下御眞影下賜セラル
- 十月 二十九日 勅令第二百五十六號ヲ以テ直轄諸學校官制中改正セラレ第六條中生徒監ヲ生徒主事ニ改メ書記ノ次ニ生徒主事補ヲ加ヘラル同日勅令第二百五十七號ヲ以テ直轄諸學校職員定員令中改正セラレ教授ノ欄ノ下ニ生徒主事ノ欄、書記ノ欄ノ下ニ生徒主事補ノ欄加ハリ本校ハ生徒主事及生徒主事補ノ各欄ニ一人ヲ加ヘラル
- 十一月 十日 即位禮當日ニ付祝賀式ヲ舉行シ賀表及言上書ヲ奉呈ス校長ハ京都ニ於テ即位禮諸儀ニ參列ノ光榮ニ浴ス

昭和四年

- 一月 二十七日 久邇宮邦彥王殿下御薨去ニ付 天機並ニ御機嫌伺ヲ奉呈シ久邇宮家ニ奉悼ノ詞ヲ申上

ク

昭和五年

- 三月 二日 第八回卒業生ヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス
- 三月 二十五日 第八回卒業生百四十一人ニ卒業證書ヲ授與ス
- 四月 一日 學則中第三十四條、第三十五條、第三十九條ヲ改正ス
- 四月 十一日 生徒百六十人ノ入學ヲ許可ス
- 四月 十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百八十九人
- 六月 一日 細則一學則施行細則第六章寄宿舎第五十四條、三服務及處務細則第五章分課事務第四十八條及第四十九條中改正ス
- 七月 十二日 第七回同窓會總會ヲ開ク
- 九月 三十日 孝宮和子内親王殿下御誕生ニ付祝詞ヲ奉呈ス
- 十月 二日 神宮式年遷宮遙拜式ヲ舉行ス
- 十月 十七日 開校十周年記念祝賀式ヲ舉行シ同窓會ノ建設ニ係ル由比創立校長ノ胸像除幕式ヲ行ヒ勤業者ヲ表彰ス
- 十月 十八日 本校職員、生徒ノ物故者祭式ヲ執行ス

昭和五年

- 二月 四日 高松宮宣仁親王殿下御結婚ニ付祝詞ヲ奉呈ス
- 二月 十七日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第四十條、第四十一條ヲ改正ス
- 三月 一日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第六十一條ヲ改正ス
- 三月 三日 第九回卒業生ヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス
- 三月 二十五日 第九回卒業生百四十三人ニ卒業證書ヲ授與ス

三月三十一日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三十四條、第三十五條、第三十九條ヲ改正ス
四月七日 本校創立校長現第七高等學校遺士館長由比賀兼去ニ付申意ヲ表ス
四月十一日 生徒百五十四人ノ入學ヲ許可ス
四月十一日 入學式及始業式ヲ舉行ス在學生徒四百八十六人
四月十六日 故由比本校創立校長ノ十日祭追拜式ヲ舉行ス
七月十一日 第八回同窓會總會ヲ開ク
十月二日 本校所在地名ヲ松山市湯渡町ト改稱セラル
十月三十日 教育勸諭演說滿四拾周年祝賀式ヲ舉行ス

昭和六年

二月五日 昭和三年十月九日御下賜ノ 天皇陛下 皇后陛下御眞影ヲ奉還ス
二月五日 天皇陛下 皇后陛下御眞影下賜セラル
二月六日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第九條ヲ改正ス
三月七日 順宮厚子内親王殿下御誕生ニ付祝詞ヲ奉呈ス
三月二十五日 第十回卒業生百四十四人ニ卒業證書ヲ授與ス
四月十一日 生徒百五十四人ノ入學ヲ許可ス
四月十一日 入學式及父兄會ヲ舉行ス
四月十三日 始業式ヲ舉行ス在學生徒四百七十六人
六月二十五日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第五十條ヲ改正ス
七月十一日 第九回同窓會總會ヲ開ク
十二月十一日 文部省告示第三百三十號ヲ以テ各官立高等學校高等科ニ入學セシムヘキ生徒概數ハ各

組毎ニ三十七名ト定メラル

昭和七年

二月十三日 昭和六年十月三十日 天皇陛下 東京高等師範學校六十年記念式場並ニ東京文理科大學及東京高等師範學校ニ行幸ノ際下シ賜ハリタル勅語ノ謄寫ヲ金庫内ニ奉置ス
二月二十七日 松山聯隊某方面ニ出動ニ付職員生徒見送リス
三月二十五日 第十一回卒業生百三十六人ニ卒業證書ヲ授與ス
三月二十九日 松山聯隊凱旋ニ付職員生徒歡迎ス
四月十一日 生徒百四十二人ノ入學ヲ許可ス
四月十二日 始業式ヲ舉行ス在學生徒四百六十八人
四月二十日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三十四條、第三十五條、第三十九條ヲ改正ス
五月一日 本校所在地名ヲ松山市持田町ト改稱セラル
七月十一日 第十回同窓會總會ヲ開ク
十月十四日 發文八三號ヲ以テ明治二十三年十月三十日換發セラレタル教育ニ關スル勅語ハ毎年十月三十日ヲトシテ準讀式ヲ舉行スヘキ旨文部省ヨリ達セラル
十二月七日 寄宿舎物置ヨリ出火同物一棟ヲ燒失ス
十二月廿七日 勅令第三百九十五號ヲ以テ直轄諸學校職員定員令中改正セラレ本校助教三人ヲ二人ニ助手一人削ラル

昭和八年

三月二十五日 第十二回卒業生百四十一人ニ卒業證書ヲ授與ス
四月十一日 生徒百四十三人ノ入學ヲ許可ス

四月十二日 始業式ヲ舉行ス在學生徒四百五十五人
 七月十一日 第十一回同窓會總會ヲ開ク
 十二月九日 文部省告示第 百二十五號ヲ以テ各官立高等學校ニ入學セシムヘキ生徒概數ハ各組毎ニ三十名ト定メラル

昭和九年

十二月廿三日 皇太子繼宮明仁親王殿下 御誕生ニ付祝詞ヲ奉呈ス
 三月二十五日 第十三回卒業生百五十一人ニ卒業證書ヲ授與ス
 四月十一日 生徒百十六人ノ入學ヲ許可ス
 四月十二日 始業式ヲ舉行ス在學生徒四百十四人
 五月三十日 元帥海軍大將侯爵東鄉平八郎薨去ニ付弔電ヲ發シ六月五日國葬當日元帥生前ノ勳功ニ關シ訓話ヲナシ哀悼ノ意ヲ表ス
 七月十一日 第十二回同窓會總會ヲ開ク

昭和十年

二月十一日 松山聯隊ノ一部滿洲派遣ニ付職員生徒見送りス
 三月 二日 第十四回卒業生ヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス
 三月二十五日 第十四回卒業生百三十人ニ卒業證書ヲ授與ス
 四月十一日 生徒百十五人ノ入學ヲ許可ス
 四月十二日 始業式ヲ舉行ス在學生徒三百八十八人
 七月十一日 第十三回同窓會總會ヲ開ク
 八月 七日 澄宮殿下 御來松、八月十日御出發ニ付職員生徒奉迎送ス

八月十七日 校長金子幹太大阪高等學校長ニ任セラレ高知高等學校教授西澤富則校長ニ任セラル
 九月二十日 文部省令第十九號ヲ以テ高等學校規程中改正ニ伴ヒ文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第十四條ヲ改正ス

昭和十一年

十月 一日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三十七條ヲ改正ス
 十一月廿八日 藝宮正仁親王殿下御誕生ニ付祝詞ヲ奉呈ス
 三月 三日 第十五回卒業生ヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス
 三月二十五日 第十五回卒業生百三十人ニ卒業證書ヲ授與ス
 四月十一日 生徒百十八人ノ入學ヲ許可ス
 四月十三日 始業式ヲ舉行ス在學生徒三百七十八人
 五月二十二日 久邇宮朝融王殿下松山驛御通過ニ付校長奉迎送ス
 七月十一日 第十四回同窓會總會ヲ開ク

昭和十二年

三月 三日 第十六回卒業生ヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス
 三月二十五日 第十六回卒業生百十二人ニ卒業證書ヲ授與ス
 三月三十一日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第三十三條ヲ改正ス
 四月十二日 生徒百十六人ノ入學ヲ許可ス
 四月十三日 始業式ヲ舉行ス在學生徒三百六十八人
 六月十五日 朝香宮鳩彦王殿下 御來松ニ付職員生徒奉迎シ翌十六日御親臨ヲ受ク
 七月十一日 第十五回同窓會總會ヲ開ク

九月十日 發社一六六號文部次官通牒、國民精神總動員ノ主旨ニ副ヒ職員生徒協力ニ致其ノ實施
ニ努ム

十月一日 久通宮多嘉王殿下 御薨去ニ付 天機並ニ御機嫌伺ヲ奉呈シ久通宮家ニ奉悼ノ詞ヲ申
上ク

昭和十三年

一月十日 東久通宮裕彦王殿下 御來縣、校長ハ新居濱市ニテ拜謁ス

一月二十四日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第八條、第九條ヲ改正ス

三月三日 第十七回卒業スヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス

三月廿五日 第十七回卒業者百九人ニ卒業證書ヲ授與ス

四月一日 朝香宮鳩彦王殿下 御來松翌二日御出發ニ付職員生徒奉迎送ス

四月十一日 生徒百十八人ノ入學ヲ許可ス

四月十二日 始業式ヲ舉行ス在學生徒三百七十三人

四月十六日 閑院宮春仁王妃直子殿下 御來松四月十九日御出發ニ付職員生徒奉迎送ス

七月九日 支那事變勃發一周年ニ當リ下シ賜ハリタル勅語奉讀式ヲ舉行シ訓話ヲ爲ス

七月十一日 第十六回同窓會總會ヲ開ク

八月三十一日 本日ヨリ九月四日迄五日間職員生徒集團勤勞作業ヲ實施ス

九月五日 文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中第十二條ヲ改正ス

十月十九日 伏見宮博義王殿下 御薨去ニ付 天機並ニ御機嫌伺ヲ奉呈シ 伏見宮家ニ奉悼ノ詞ヲ
申上ク

十一月十日 國民精神作興ニ關スル詔書換發十五周年ニ相當ニ付詔書位ニ事變一周年ニ際シ賜ハリ

タル勅語奉讀式ヲ舉行ス

昭和十四年

三月二日 清宮貴子内親王殿下御誕生ニ付祝詞ヲ奉呈ス

三月三日 第十八回卒業スヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス

三月十三日 北支方面派遣生徒宣撫班出發四月二十日歸校

三月二十五日 第十八回卒業者百十三人ニ卒業證書ヲ授與ス

四月九日 梨本宮守正王妃伊都子殿下御來松 四月十二日御出發ニ付職員、生徒奉迎送ス

四月十一日 始業式ヲ舉行シ生徒百五十五人ノ入學ヲ許可ス在學生徒四百一十一人

五月二十二日 陸軍現役將校學校配屬令公布十五年ニ當リ宮城前廣場ニ於テ全國學生生徒御親閱ノ際
校長參列教授、生徒主事、配屬將校並ニ生徒十名參加シテ受閱ノ光榮ニ浴シ御親閱拜受章ヲ拜受ス

青少年學徒ニ對シ勅語ヲ賜フ

六月三日 五月二十二日青少年學徒ニ賜ハリタル勅語奉讀式ヲ舉行シ宮城遙拜講話ヲ爲ス

七月一日 滿洲國派遣與亞青年勤勞奉報國隊指導員大植教授出發シ同隊ニ參加ノ生徒五名ハ七月
八日出發一同八月三十一日歸校ス

七月十一日 第十七回同窓會總會ヲ開ク

八月十一日 内閣告諭號外ヲ以テ毎月一日ヲ「與亞奉公日」ト定メラル

八月十六日 青少年學徒ニ下シ賜ハリタル勅語奉讀式ヲ拜受ス

八月十八日 伏見宮博義王妃經子殿下 御薨去ニ付 天機並ニ御機嫌伺ヲ奉呈シ伏見宮家ニ奉悼ノ
詞ヲ申上ク

八月二十八日 北白川宮水久王殿下 御來松八月二十九日御出發ニ付職員、生徒奉迎送ス

八月二十九日 職員、生徒ハ九月三日迄本校、護國神社並ニ榎原神宮及縣下小田深山ニ於テ集團勤勞作業ヲ行フ

九月 一日 本日ヲ第一回興亞奉公日ト定メラレタルニツキ八月十一日內閣告諭號外ヲ朗讀、訓示ス

十月 三日 銃後後援強化週間第一日ニ付軍人援護ニ關スル勅語奉讀式ヲ舉行シ地方神社並ニ陸軍墓地ニ參拜ス

十一月五日 本年度後期集團勤勞作業トシテ職員、生徒温泉、伊豫兩郡内ニ於ケル出征遺家族ノ稻刈奉仕ニ出動ス

十一月十七日 昭和十四年四月二十八日皇后陛下ヨリ賜ハリタル令旨ヲ奉讀シ結核ニ關スル講演會開催ス

昭和十五年

一月十三日 教授菊池清治廣島高等學校長ニ任セラル

三月 二日 第十九回卒業スベキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス

三月 九日 竹田宮 故恒久王妃昌子内親王殿下 御薨去ニ付天機並ニ御機嫌伺ヲ奉呈シ竹田宮家ニ奉悼ノ詞ヲ申上ク

三月二十五日 第十九回卒業業者百十四人ニ卒業證書ヲ授與ス

四月 一日 朝香宮鳩彦王殿下御來松、四月四日御出發ニ付職員、生徒奉迎送ス

四月十一日 始業式ヲ舉行シ生徒百九十四人ノ入學ヲ許可ス在學生徒四百八十人

四月十二日 四月十四日迄三日間、職員、生徒温泉郡湯山村宿野方面ニテ勤勞作業ヲ行フ

五月三十日 勅令第三百五十九號ヲ以テ直轄諸學校職員定員令中改正セラレ本校ハ教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十六人」ニ同項助教ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ改メラル

六月十四日 校友會並ニ同窓會ノ主催ニ係ル支那事變殉國職員、卒業生ノ慰靈祭ヲ執行ス

九月 六日 九月四日北白川宮水久王殿下 御薨死ニ付 天機並ニ御機嫌伺ヒヲ奉呈シ北白川宮家ニ奉悼ノ詞ヲ申上ク

十月三十日 教育勅語頒發滿五十年ニ相當ニ付本勅語並ニ教育者ニ下シ賜ハリタル 勅語奉讀式ヲ舉行ス

十一月三日 御眞影奉安殿落成ニ付奉遷式ヲ舉行シ報國團結成式ヲ執行ス

十一月十日 紀元二千六百年奉祝式ヲ舉行ス

校長外職員六名宮城外苑ニ於ケル奉祝式典ニ參列ノ光榮ニ浴ス

十一月十一日 校長外職員七名宮城外苑ニ於ケル奉祝會ニ參列シ生徒一名齊唱團ニ參加ス

十二月二十一日 大正九年十月十三日下賜セラレタル 大正天皇御眞影並ニ 皇太子殿下御眞影ヲ奉還ス

昭和十六年

三月 三日 第二十回卒業スヘキ生徒ノ送別式ヲ舉行ス

三月二十五日 第二十回卒業業者百十三人ニ卒業證書ヲ授與ス

四月十一日 始業式ヲ舉行シ生徒百八十六名ノ入學ヲ許可ス在學生徒五百五十一人

四月十八日 校長西澤富則山形高等學校長ニ任セラレ廣島高等學校長菊池清治校長ニ任セラル

五月二十三日 勅令第五百九十九號ヲ以テ直轄諸學校職員定員令中改正セラレ本校ハ教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十八人」ニ改メラル

第二學年 曆

自昭和十六年四月三十一日
至昭和十七年三月三十一日

第一學期 (自四月三十一日至八月三十一日)

四月十日 春季休業終ル
四月十一日 第一學期授業始ル
四月十五日 休業
四月二十九日 (創立記念日) 休業
七月十日 (天長節) 休業
七月十一日 第一學期授業終ル
夏季休業始ル

第二學期 (自九月三十一日至十二月三十一日)

九月五日 夏季休業終ル
九月六日 第二學期授業始ル
九月二十三日 (秋季皇靈祭) 休業
十月十七日 (神嘗祭) 休業
十一月三日 (明治節) 休業

十一月廿三日 (新嘗祭) 休業

十二月廿四日 第二學期授業終ル

十二月廿五日 大正天皇祭

十二月廿六日 冬季休業始ル

第三學期 (自一月三十一日至三月三十一日)

一月七日 冬期休業終ル
一月八日 第三學期授業始ル
二月十一日 (紀元節) 休業
三月十日 第三學期授業終ル
三月十一日 春季休業始ル

第三學 則

第一章 總 則

第一條 本校ハ高等學校令ニ基キ高等科ヲ置キ修業年限ヲ三箇年トス

第二章 學科課程、教授時數

第二條 本校ノ學科ハ高等科文科及理科トシ其ノ學科課程及教授時數ハ高等學校規程ノ定ムル所ニ據ル

第三條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨語トス

第三章 學年、學期、休業

第四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 自四月一日至八月三十一日

第二學期 自九月一日至十二月三十一日

第三學期 自一月一日至三月三十一日

第六條 定期休業日左ノ如シ

- 一 日 曜 日
- 一 本校創立記念日 四月十五日
- 一 天 長 節 四月二十九日
- 一 夏季休業 自七月十一日至九月五日

- 一 秋季皇靈祭 秋分日
- 一 神 嘗 祭 十月十七日
- 一 明 治 節 十一月三日
- 一 新 嘗 祭 十一月廿三日
- 一 大正天皇祭 十二月二十五日
- 一 冬期休業 自十二月廿六日至一月七日
- 一 紀 元 節 二月十一日
- 一 春季休業 自三月十一日至四月十日

臨時休業日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第四章 入學、在學

第七條 入學ノ時期ハ學年ノ始メヨリ三十日以内トス

第八條 入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者及高等學校規程第四十三條ニ該當スル者トス

第九條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科、類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ科、類ハ次ノ如シ

- 文科
 - 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
 - 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ
 - 理科
 - 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
 - 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ
- 英語ヲ以テ受験セントスル者ハ志望ノ類二個(同一科内ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ其ノ志望ノ額ノ順位ヲ定ムヘシ、獨斷ヲ以テ受驗セントスル者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限ル

第十條 入學志願者ノ數各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ高等學校規程第四十四條ニ依リ入學者ヲ選拔ス

第十一條 入學者資料ハ金五圓トス

既納ノ入學考査料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第十二條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日マテニ戶籍抄本、履歷書、在學證書(書式一)及入學資格證明書ニ入學料金三圓ヲ添ヘ本校ニ差出スヘシ

正當ノ理由ナクシテ指定ノ期日マテニ前項ノ手續ヲ了セサル場合ハ其ノ入學許可ヲ無効トス

保壽人ニ關スル規定ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 入學シタル者ハ本校所定ノ方式ニ依リ宣誓ヲ爲スヲ要ス、故ナクシテ宣誓ヲ爲サル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消ス

第十四條 學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入學ヲ志願シタルトキハ陸軍ノ上當該學年又ハ翌學年ノ學年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルトアルヘシ

第十五條 入學後ニ於テハ轉科轉類ヲ許サス但シ特別ノ事情アルモノニ對シテハ學則施行細則ノ規定ニ依リ特ニ之ヲ許可スルトアルヘシ

第十六條 生徒ハ校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他校ニ入學又ハ轉學ヲ出願スルトコトヲ得ス

依リ特ニ之ヲ許可スルトアルヘシ

第五節 休學、退學、除名

第五節 休學、退學、除名

第十七條 疾病又ハ己ムヲ得サル事由ニ因リ三ヶ月以上引續キ修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出許可ヲ得テ其ノ學年間休學スルコトヲ得但シ疾病ニ因ル場合ハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十八條 前條ニ依リ休學ヲ許可セラレタル者ハ次學年ノ始ヨリ原學年ノ課程ヲ修メシム

第十九條 陸海軍現役ニ服シ又ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス服役滿期又ハ召集解除後ハ一ヶ月以内ニ原學年ニ復スヘシ

第二十條 休學ハ當該學年間ニ限リ同一學年ニ於テハ一回トス但シ前條ニ依ル休學ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ但シ疾病ニ因ル場合ハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除名ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引續キ一年以上缺席シタル者

四、正當ノ事由ナク又届出ヲ爲サスシテ引續キ三十日以上缺席シタル者

五、出席常ナラサル者

六、二回引續キ同一學年ニ止マル者但シ兵役其ノ他特別ノ事情アル者ハ此ノ限ニ在ラス

七、授業料又ハ寄宿舎費ノ滞納三週日ニ及フ者

八、第十六條ノ手續ヲ爲サスシテ他校ニ入學又ハ轉學ヲ出願シタル者

第二十三條 除名ニ關シテハ前條ノ外臨機ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ

第六章 成績考査、修了、卒業

第二十四條 生徒ノ學業成績ヲ考査シテ學期成績、學年成績及卒業成績ヲ定ム
 學期成績ハ當該學期間ノ勤惰、平常成績及試験成績ヲ考査シテ之ヲ定ム但シ學科目ノ種類ニ依リテハ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ學年成績ハ當該學年ニ於ケル各學期成績ニ依リテ之ヲ定ム
 卒業成績ハ在學中ノ三學年成績ニ依リテ之ヲ定ム
 第二十五條 學業成績ヲ表ハスニハ學期成績及學年成績ニ在リテハ科目評點及平均評點ヲ以テシ卒業成績ニ在リテハ各學年成績ノ總點ノ和ヲ以テス
 科目評點及平均評點ハ一百點ヲ以テ滿點トス
 第二十六條 試験ハ定期及臨時ニ之ヲ行フ
 定期試験ハ各學期末ニ於テ之ヲ行ヒ臨時試験ハ擔任教官ノ見込ニ依リテ之ヲ行フ
 第二十七條 休學、停學、缺席等ノ爲試験ヲ受ケサル者ニ對シテハ追試験ヲ行ハス試験成績ヲ零トス但シ正當ノ事由ニ因リ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ當該學期ニ於ケル平素ノ學業成績及他ノ學期ノ學業成績ヲ參酌シテ認定評點ヲ與フ
 第二十八條 一學年間ニ二回以上同一科目ノ定期試験ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ
 第二十九條 學年成績ノ平均評點六十點以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ學年ノ課程ヲ修了シ又ハ全學科ヲ卒業シタルモノトス
 一、各科目ノ評點六十點以上ヲ得タル者
 二、科目評點六十點未滿ノモノ一科目アルモ其ノ評點五十點未滿四十點以上ナル者
 三、科目評點六十點未滿ノモノ二科目アルモ其ノ評點一ハ五十點以上一ハ四十點以上ナル者
 四、科目評點六十點未滿ノモノ四科目以內ニシテ其ノ評點何レモ五十點以上ナル者

第三十條 修了又ハ卒業ノ判定ハ前條ニ依ル外平素ノ行狀及學業進步ノ狀況ヲ參酌シテ特別ノ詮議ヲナスコトアルヘシ
 第三十一條 操行不良ノ者又ハ缺席缺課遲刻多キ者ハ第二十九條ノ規程ニ依ラス原級ニ止ムルコトアルヘシ
 第三十二條 成績考査ノ結果進級又ハ卒業セサル者ハ原級ニ止メ次學年ノ始メヨリ當該學級ノ全學科ヲ再修セシム
 第三十三條 所定ノ課程ヲ履修シ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス(書式二)
 第七章 授 業 料
 第三十四條 授業料ハ一學年金八拾圓トス
 第三十五條 授業料ハ左ノ三期ニ分納セシム

第一學期分納額	金 參 拾 圓
第二學期分納額	金 參 拾 圓
第三學期分納額	金 貳 拾 圓

徵收期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十六條 授業料ハ缺席、停學等ノ爲免除スルコトナシ但シ第十九條ニ依リ休學スル者ニ對シテハ授業料徵收開始日前ニ在リテハ月割額ニ依リテ次月分ヨリ其ノ後ニ在リテハ次學期以降ノ分納額ヲ免除シ爾餘ノ休學者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ半減ス
 第三十七條 第十九條ニ依リ休學シタル者、學期中途ニ於テ課業ニ就キタルトキハ當該學期ノ授業料分納額ハ月割額ニ依リ其ノ月分ヨリ之ヲ徵收ス徵收期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 學期中途ニ於テ退學スル者ニ對シテハ次學期以降ノ授業料分納額ヲ免除ス
第三十八條ノ二 授業料未納中除名又ハ退學ヲ命シタル者ニ付テハ未納ニ屬スル分納額及其ノ以降ノ分納額ハ之ヲ徵收セス

第三十九條 第三十六條但シ書及第三十七條ノ場合ニ於ケル授業料月割額ハ金八圓トス但シ月割額ニ關シテハ七月及八月ハ算入セス

第四十條 生徒ニシテ學費支辨ノ極メテ困難ナル者ニ對シテハ平素ノ操行及學業成績其ノ他ノ事情ヲ調査シ授業料ヲ減免スルコトアルヘシ

第四十一條 前條ニ依ル授業料減免ノ事情止ミタリト認メタルトキハ翌月分ヨリ所定ノ授業料ヲ納付セシム

第四十二條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第八章 寄宿舎

第四十三條 寄宿舎ハ生徒ヲ寄宿セシメ本校ノ教育ト相俟テ生徒ヲ訓育スル所トス

第四十四條 寄宿舎ハ一學年ヲ以テ一期トシ開閉ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第四十五條 新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事情ニ依リ通學ノ許可ヲ受ケタル者ノ外ハ總テ寄宿舎ニ入ルヘキモノトス

寄宿舎ニ入ルヘキ者ノ數、收容人員ニ超過スルトキハ通學ヲ命スルコトアルヘシ

第四十六條 前條第一項以外ノ生徒ニシテ入舎セント欲スル者ハ願出テ許可ヲ受ケルヘシ

第四十七條 寄宿生徒ハ其ノ學年中在舎スルモノトス但シ疾病其ノ他已ムヲ得サル事情アル者ニ對シテハ詮議ノ上退舎又ハ外泊セシムコトアルヘシ

第四十八條 寄宿舎費ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ三期ニ分納セシム

第一學期分納額 金六圓
第二學期分納額 金八圓
第三學期分納額 金六圓

徵收期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 寄宿舎費徵收期後入舎スル者ノ寄宿舎費ハ其ノ月分ヨリ月割額ニヨリテ徵收ス
中途退舎スル者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ免除ス

第五十條 前條ノ場合ニ於ケル寄宿舎費月割額ハ金貳圓トス但シ月割額ニ關シテハ七月及八月ハ算入セス

第五十一條 既納ノ寄宿舎費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第五十二條 寄宿生徒ニシテ其ノ本分ニ背ク行爲アリト認ムルトキハ情狀ニ依リ退舎ヲ命スルコトアルヘシ

第九章 服制

第五十三條 生徒ノ制服ハ別表ノ通り之ヲ定ム

第五十四條 生徒ハ細則ノ定ムルトコロニ據リ制服ヲ着用スヘシ

第十章 圖書、器具、機械

第五十五條 本校所有ノ圖書ハ凡テ之ヲ書庫ニ藏シ圖書閱覽室ヲ設ケテ職員生徒ヲシテ之ヲ閱覽セシム

第五十六條 書庫ニハ本校所藏ノモノノ外他ノ委託ニ係ル圖書ヲ保管スルコトアルヘシ

第五十七條 圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ル者ハ本校職員生徒及校長ノ許可ヲ得タル者ニ限ル

第五十八條 教務及事務上特ニ必要ノ圖書ハ校長ノ許可ヲ得テ特別ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得

第五十九條 職員ハ別ニ定ムル所ニ依リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得

第六十條 學術用器具機械ハ所屬教室ニ備ヘ付ク

器具機械ハ之ヲ搬出スルコトヲ得ス但シ授業上研究上必要アル場合ニ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十一條 生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ得テ實用器具及機械ヲ使用スルコトヲ得

第六十二條 本校所蔵ノ圖書器具機械ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害程度ニ依リ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ又ハ修理セシムルコトアルヘシ

第十一章 褒賞、懲戒

第六十三條 在學無缺席ノ者又ハ特ニ著シキ善行アル者ハ之ヲ褒賞スルコトアルヘシ

第六十四條 校規風紀ヲ紊リ其ノ他生徒タルノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ懲戒ス

第六十五條 懲戒ハ戒飭、停學及退學トス

戒飭ハ訓誨ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ停學ハ登校ヲ停止シテ反省セシメ退學ハ學校ヨリ放逐スルモノトス

附則 本則ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

表 (書式一)

參繳收入
消印ノ付
ト

在學證書

今般御校へ入學御許可相成候ニ就テハ在學中御規則等堅ク可相守ハ勿論御校ノ學籍ヲ離レ候後ト雖モ
在學中ニ生シタル一切ノ義務ハ必ス履行可致此段證書提出候也
私儀

本籍 戶主 氏名 續柄

科 學年

本

類

人 (氏名印)

年 月 日生

松山高等學校長

殿

裏 (書式一)

前文 儀御校へ入學御許可相成候ニ就テハ在學中督勵保護ノ責ニ任スルハ勿論御校ノ學籍ヲ
離レ候後ト雖モ同人在學中ニ生シタル義務ハ拙者ニ於テ一切引受可申仍テ證書如斯候也
年 月 日

本籍

現住所

職業 本人トノ關係

保 證 人 (氏名印)

年 月 日生

松山高等學校長

殿

(書式二)

三六四耗

卒業證書

校印

府縣

氏

名

年 月 日生

本校所定ノ高等科 科 類ノ學科ヲ
修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證
ス

年 月 日

耗 五 一 五

松山高等學校長 位勳學位 氏名 圖

制印 第 號

脚絆	靴	服									
		冬服			夏服						
		袴	衣	袴	袴	袴	袴				
制式	地質	制式	地質	制式	地質	制式	地質	制式	地質	制式	地質
卷脚絆	カーキ色絨又ハ綿布	編上又ハ短靴	黒靴又ハ黒「ズック」	濃紺絨「ヘル」類若ハ濃紺小倉 夏服ニ同シ	濃紺絨「ヘル」類若ハ濃紺小倉 文科ハL 理科ハS (金色) 如圖 (金色) 夏服ニ同シ	普通	霜降小倉	背廣形立襟(稜角形) 両脇及左胸部ニ各一個	如圖 (金色)		

原 則 表

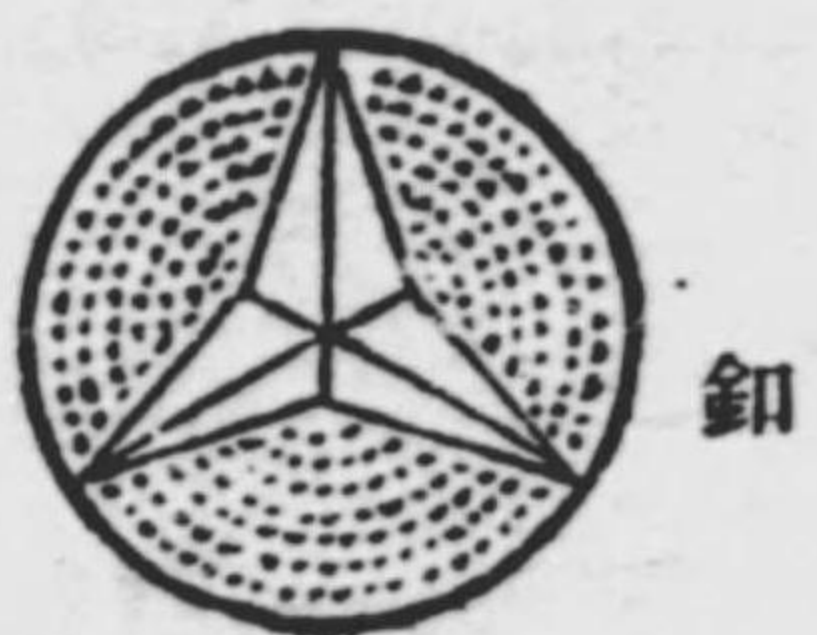
三

制夏衣	帽					
	種二第			種一第		
	袴	地質	制式	袴	地質	制式
文料ハL 理科ハS (金色)	霜降小倉	海老茶地織込白線二條 普通形	第一種制帽ニ同シ	佛蘭西形	白線二條	黒革 釦 (金色)
			麥莖縁幅凡九釐		黒革 釦 (金色)	眞鍮製金色本校徽章 如圖

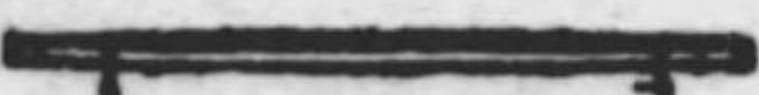
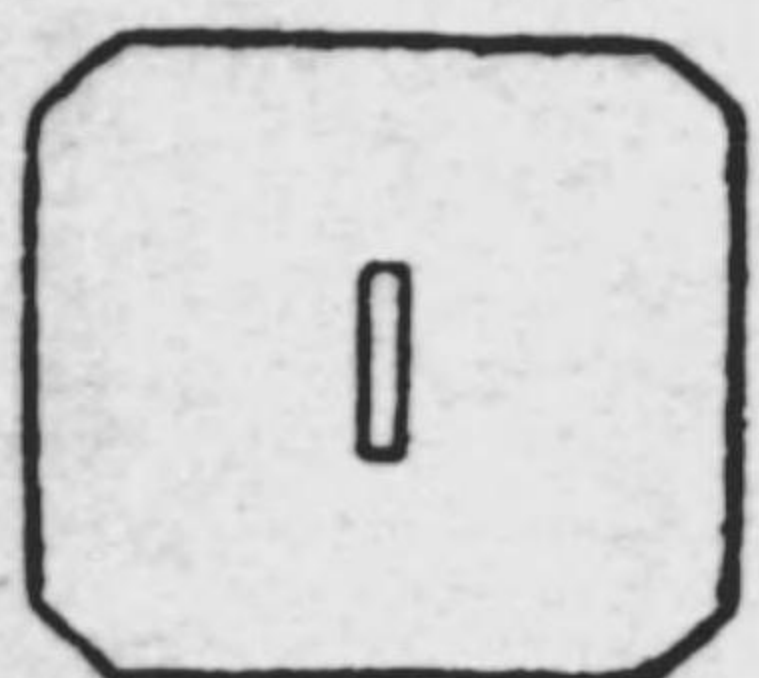
(制服表)

三〇

實物ト等シキ寸法



徽章



第四 生徒心得

本校生徒タル者ハ教育ニ關スル

聖旨ヲ奉體シテ人格ノ完成ニカメ以テ國家有用ノ材トランコトヲ期スヘシ

居常遵守スヘキ要綱左ノ如シ

- 一 校則ヲ嚴守シ師長ヲ尊敬スルコト
- 二 學術ヲ研修シ思想ヲ洗煉スルコト
- 三 志操ヲ高潔ニシ威儀ヲ正シクスルコト
- 四 起居飲食ヲ慎ミ身體ヲ強健ニスルコト
- 五 質實剛健ヲ旨トシ華奢放縱ノ風アルマシキコト
- 六 信義ヲ尊重シ交友ト親和スルコト

第五細則

一 學則施行細則

第一章 學科、授業

- 第一條 學則第二條ノ學科ハ別ニ定ムル教授要目ニ依リテ之ヲ實施ス
- 第二條 新ニ入學シタル者ニシテ高等學校規程第四條第四項ノ隨意科目ヲ履修セントスル者ハ指定ノ期日マテニ届出ツヘシ但シ隨意科目ハ中途ヨリ其ノ履修ヲ止ムルコトヲ得ス
- 第三條 選抜試験ノ外國語ニ獨逸語ヲ選ヒタル入學者ニ對シテハ本校ノ都合ニヨリテハ第二外國語ヲ履修セシメサルコトアルヘシ
- 第四條 每週授業日課ハ學年ノ始メニ於テ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學年ノ中途ニ之ヲ變更シ又ハ臨時ニ日課ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第五條 特別ノ事情ニ依リ教官ニ於テ臨時所定ノ日課ヲ變更スル必要アリト認メタルトキハ校長ニ申告シテ指揮ヲ受クヘシ
- 第六條 一授業時間ヲ五十分トス但シ學科ニ依リ一授業時間ヲ延長シ又ハ二時以上連續授業スルコトアルヘシ
- 第七條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク
 - 一 試験、儀式其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ
 - 一 教官ノ出張、賜暇、忌引、缺勤ニ依リ授業セザルトキ

第八條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨ケアリト認ムルトキハ所定ノ日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第九條 教科用圖書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ校長之ヲ定ム

第十條 新ニ入學シタル生徒ニシテ左記ノ一ニ該當スルモノノ外ハ入學後一年間ハ寄宿舎ニ入ルヘキモノトス

第二章 在學、休學、轉科、轉類

- 一 自宅、職員宅、親戚宅ヨリ通學ノ許可ヲ受ケタルモノ
- 一 特別ノ事情アリテ他ヨリ通學ノ許可ヲ受ケタルモノ
- 第十一條 生徒ノ保證人ハ父兄トス但シ父兄ナキトキハ保證ノ責任シ得ヘキ近親者ヲ以テ之ニ充ツヘシ
- 第十二條 保證人住所ヲ變更シ又ハ改印シタルトキハ生徒ヨリ直ニ其ノ旨届出ツヘシ
- 第十三條 保證人死亡其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ義務ヲ盡スコト能ハサルニ至ルトキハ生徒ハ更ニ保證人ヲ定メ在學證書ヲ更新スヘシ
- 第十四條 生徒戶籍ニ異動ヲ生シタルトキハ戶籍謄本ヲ添ヘ速ニ届出ツヘシ
- 第十五條 生徒ハ異動ノ有無ニ拘ラス毎年四月二十五日マテニ所定ノ書式ニ依リ宿所ニ關スル届出ヲナスヘシ
- 第十六條 生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ前條ノ手續ヲナスヘシ
- 第十七條 生徒ノ宿所ヲ不適當ナリト認ムルトキハ轉宿ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十八條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ課業ニ缺席スル者ハ其ノ事由及日時ヲ詳記シ其ノ當日ヨリ三日以内ニ届出テ病氣缺席七日以上ニ及フ者ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ



但シ體操術科ヲ受ケ難キ者ハ體操免除又ハ見學願ニ醫師ノ診斷書ヲ添付シ許可ヲ受クヘシ
第十九條 生徒ハ左ノ事由ニ依リ課業ニ缺席シタルトキハ之ヲ他ノ事故ニ依ル缺席ト區別シ左ノ期間内ニ限り缺席日數時數ニ算入セス

- 一 父母ノ喪ニ丁レル場合 七日以内
- 二 祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁レル場合 四日以内
- 三 徵兵検査ヲ受タル場合之ニ要スル往復日數時數

第二十條 學則第十七條ニ據ル休業ハ左ノ場合ニハ之ヲ取扱ハス
一 第三學期ニ入りテ願出テタルトキ
二 前學年度原級ニ止マリタル生徒ノ願出テタルトキ

第二十一條 陸海軍現役ニ服シ又ハ召集ニ應シタル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ期間及部隊又ハ艦艇名ヲ具シ速ニ届出ツヘシ
第二十二條 生徒ヨリ提出スル凡テノ願届書ハ指導教官ノ承認ヲ經テ關係各課ニ差出スヘシ
指導教官出張、缺勤等ノタメ承認ヲ受ケ難キ場合ハ其ノ旨申出指揮ヲ受クヘシ

第二十三條 學則第十五條ニヨリ轉科轉類ヲ希望スル者ハ三月二十日限り願出ツヘシ此ノ場合ニ於ケル詮議ノ條件左ノ如シ
一 轉科轉類ハ同學年若ハ其レ以下ノ學年ニ限ル
一 第一學年ニ轉科轉類セントスル者ニハ入學者選抜試験ヲ受ケシム
一 第二學年以上ニ轉科轉類セントスル者ニハ缺員アル場合ニ限り從來ノ操行及學業成績ヲ參考シタル上檢定試験ヲ行フ檢定試験ハ轉入セントスル科類ニ於ケル前學年以下ノ全學科目ニ就テ之ヲ課スルモノトス但シ轉科轉類セントスル者ノ既修ノ學科目ニシテ其ノ内容程度及每週教授時數ニ

於テ同等以上ト認ムヘキ場合ニ限り試験ヲ課セサルコトアルヘシ
一 轉科、轉類ノ時期ハ學年ノ始トス
第三章 編 制
第二十四條 學級ハ第一學年ノ始ニ編制シ之ヲ組ト稱シ三學年ヲ通シテ變更セサルヲ常例トス
第二十五條 各學級ニ正副總代各一名ヲ置ク
第二十六條 總代ハ校長之ヲ命ス
第二十七條 總代ノ任期ハ一學年間トス
第二十八條 總代ハ學級主任ノ指揮ヲ受ケ當該學級ニ於テ校規命令ノ實行ニ力メ其ノ秩序ヲ保持スヘシ
第四章 成績考査、試験
第二十九條 學業成績評點科目數左ノ如シ

學科	學年		
	一學年	二學年	三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	三	三	三
第一外國語	三	三	三
第二外國語	二〇	二〇	二〇
歷史	一	二	二
地理	一	一	一
哲學概觀	一	一	一

心理及論理				
法制及經濟				
數學				
自然科學				
體操				
計	(111)	(111)	(111)	(111)

理科

學科	一年	二年	三年	學年
修身	—	—	—	—
國語及漢文	二	—	—	—
第一外國語	三	三	三	三
第二外國語	二	二	二	二
數學	—	—	—	—
物理學	—	—	—	—
化學	—	—	—	—
植物及動物	—	—	—	—
計	(111)	(111)	(111)	(111)

續物及地質				
心理				
法制及經濟				
圖畫				
體操				
計	(111)	(111)	(111)	(111)

第三十條 隨意科ノ科目評點ハ學則第二十九條ノ條件ニ加フ

第三十一條 各教官ハ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル學科目ニツキ生徒ノ學期成績ヲ考査シテ科目評點ヲ定ム但シ一科目ヲ數人ニテ擔任スルトキハ合議ノ上之ヲ定ム

第三十二條 學年成績ノ科目評點ハ當該科目ノ學期評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

第三十三條 定期試驗ハ時間割ヲ定メ當該學期間ニ履修シタル部分ニ就キテ之ヲ行フ但シ學科ノ進度ニ依リ當該學期前ニ履修シタル部分ニ就キテモ之ヲ行フコトアルヘシ

第三十四條 第一學年ノ修身ニ就キテハ前三條ノ規定ニ依ラス第三學期末ニ於テ當該學年ノ成績ヲ考査シ學年成績ニ於ケル科目評點ヲ定ムルコトヲ得

第三十五條 臨時試驗ハ平常成績ヲ考査スル必要上擔任教官ノ見込ニヨリ所定ノ授業時間ニ於テ之ヲ行フモノトス

臨時試驗ヲ生徒ニ豫告スル場合ハ前以テ學級主任ニ協議シ學級主任ハ之ヲ教務課ニ報告スヘシ

第三十六條 國語漢文中ノ作文、物理化學並ニ植物及動物中ノ實驗及體操ハ試驗ヲ行ハサルコトアルヘシ

第三十七條 生徒ノ席次ハ前學年ノ學年成績ニ據リ卒業席次ハ卒業成績ニ據リ同一學年各科類ニ就キテ之ヲ定ム

第五章 授業料、寄宿舎費

第三十八條 授業料及寄宿舎費ノ徵收期日ハ左ノ如シ

第一學期 自四月十五日 至四月二十一日

第二學期 自九月十五日 至九月二十一日

第三學期 自一月十五日 至一月二十一日

第三十九條 授業料及寄宿舎費ハ前條ノ徵收期日內ニ於テ所定ノ納付書用紙ニ所要ノ事項ヲ記入シタルモノヲ添ヘ現金ヲ以テ會計課ニ納付スヘシ但シ病氣其ノ他ノ事由ニヨリ學校所在地以外ニ在ルモノハ郵便爲替ヲ以テ納付スルコトヲ得

第四十條 第三十八條ノ徵收期日後授業料又ハ寄宿舎費納付ノ義務ヲ生シタル者ハ其ノ義務ノ生シタル日ヨリ七日以內ニ之ヲ納付スヘシ

第四十一條 第三十八條及第四十條ノ徵收期限滿了ノ翌日ヨリ二週日ヲ經過スルモ授業料又ハ寄宿舎費ヲ納付セサル者ハ登校ヲ停止シ尙ホ一週日ヲ經過スルモ之ヲ納付セサル者ハ學則第二十二條第七號ニ據リ之ヲ除名ス

第六章 寄宿舎

第四十二條 寄宿生徒ハ生徒主事ノ指導ノ下ニ秩序ヲ保テ風紀ヲ維持スヘシ

第四十三條 各室人員ノ配當ハ生徒主事之ヲ定ム

第四十四條 寄宿舎內ニ於ケル日課時限ハ校長ノ許可ヲ受ケテ生徒主事之ヲ定ム

第四十五條 寄宿舎規則ハ別ニ之ヲ定ム

第四十六條 寄宿舎ニ幹事十二名ヲ置キ任期ヲ一學年トシ校長之ヲ命ス

第四十七條 寄宿舎幹事ハ生徒主事ノ指示ニ從ヒ舍內整理ノ責ニ任ス

第四十八條 寄宿生徒歸省、旅行又ハ外泊セントスルトキハ豫メ生徒主事ノ許可ヲ受ケテヘシ

第四十九條 各室備付ノ器具及電燈ハ許可ナクシテ他ニ移動又ハ模様替ヲナスヘカラス

第五十條 備付ノ器具又ハ電燈ヲ毀損シ又ハ紛失シタル者ハ之ヲ辨償セシム但シ毀損者又ハ紛失者不明ノトキハ居室ニ屬スルモノハ其ノ室員、共用物ハ各寮生徒又ハ全寮生徒ニ分擔辨償セシム

第五十一條 炊事獻立ハ毎週、炊事收支決算表ハ毎月生徒主事ニ提出スヘシ

第五十二條 生徒主事ハ常ニ會計事務ヲ監察シ年度末ニ於テ帳簿、金櫃ノ檢査ヲ行ヒ其ノ結果ヲ校長ニ報告スヘシ

第五十三條 寄宿舎賄部使用人ノ雇入、解雇ニ關シテハ豫メ生徒主事ノ認諾ヲ經タル後行フヘシ

第五十四條 寄宿舎備付ノ電話機ニテ市外ニ通話ヲナサントスル者ハ寄宿舎當直員ノ許可ヲ受ケタル上所定ノ記入ヲナシ且ツ通話料ヲ支拂フヘシ

第五十五條 火災ノ豫防ニ就テハ各自細心ノ注意ヲ拂ヒ外出就寢等ノ際ハ火鉢其ノ他火氣ノ取扱ニ注意スヘシ

第五十六條 非常事變ニ際シテハ寄宿舎當直員ノ指示ニ從ヒ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第七章 服制

第五十七條 授業若ハ儀式ノタメ登校スルトキハ必ス第一種制帽、制服ヲ着用シ靴ヲ穿ツヘシ但シ脚絆

ハ必要ノ場合指示ニヨリ着用スヘシ

第五十八條 夏服着用期間ハ五月一日ヨリ十月十五日迄トス但シ時宜ニ依リ本文ノ期間ヲ伸縮スルコト

アルヘシ

第五十九條 夏服用期間ニ於テハ儀式ノ場合、體操ノ授業ヲ受クル場合及特ニ指定シタル場合ノ外ハ
第二種制帽ヲ着用スルコトヲ得

第六十條 己ムヲ得サル事由ニ因リ制服ヲ着用スルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ記シ届出ツヘシ
第六十一條 外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ着用スルトキハ必ス袴及制帽ヲ著クヘシ
第六十二條 新ニ入學シタル生徒ニ對シテハ其ノ年ノ五月十日マテ制服着用ヲ猶豫ス
第六十三條 生徒ハ防塞用トシテ左配様式ノ「マント」ヲ使用スルコトヲ得

制式 普通

品質 羅紗、襟ニ「ビロード」毛皮等ヲ附セサルモノ
色 黒又濃紺、表裏同色

第八章 圖書

第六十四條 書庫所蔵ノ圖書ハ圖書課掛員ノ外出納ヲナスコトヲ得ス

第六十五條 教官ハ掛員ニ通知ノ上書庫ニ入りテ圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第六十六條 職員ニシテ圖書ヲ借受ケントスルトキハ自ラ圖書課ニ就キテ所定ノ用紙ニ所事項ヲ記入
シ捺印ノ上掛員ニ差出スヘシ借受ケタル圖書ハ轉貸スヘカラス

第六十七條 貴重圖書類並ニ閱覽室備付ニ缺クヘカラサル圖書及同一ノ圖書二部以上ハ之ヲ借受クルコ
トヲ得ス

第六十八條 教官ハ一員二十冊其ノ他ノ職員ハ一員六冊ヲ限リ圖書ヲ借受クルコトヲ得但シ和漢鈔釘ノ
圖書ハ右ノ冊數ヲ倍加スルコトヲ得又完冊ヲナササル雜誌ハ十二部ヲ以テ一冊ト見做ス

第六十九條 借受ケタル圖書ハ毎年七月一日マテニ全部返納スヘシ但シ時宜ニヨリ臨時返納セシムルコ
トヲ得

トアルヘシ

第七十條 借受ケタル圖書ヲ毀損若ハ紛失シタルトキハ修繕ヲ加ヘシメ又ハ同一ノ代品ヲ以テ之ヲ辨
價セシム

第七十一條 學則第五十八條ニヨリ特別ノ場所ニ備付ケタル圖書監守ニツキテハ當該場所物品監守者其
ノ責ニ任スヘキモノトス

第七十二條 生徒圖書閱覽ノ證トシテ閱覽票ヲ設ケ毎學年ノ始圖書課ニ於テ之ヲ交付ス

第七十三條 閱覽票ハ他ニ轉貸スヘカラス若シ之ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ速ニ其ノ旨圖書課ニ届出
ツヘシ

第七十四條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ用紙ニ所事項ヲ記入シ閱覽票ヲ添ヘテ掛員ニ差出スヘ
シ

第七十五條 閱覽シ終リタル圖書ハ直ニ返納スヘシ閱覽室以外ニ圖書ヲ携出スヘカラス

第七十六條 生徒ハ一時ニ六冊ヲ限リ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得但シ和漢裝釘ノ圖書ハ其ノ冊數ヲ倍加ス
ルコトヲ得

第七十七條 本校職員生徒ニアラスシテ圖書ヲ閱覽スル者ニ對シテハ圖書特別閱覽票ヲ交付ス

第七十八條 學則第五十六條ニヨリ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ其ノ圖書名、著譯、編者名、裝釘
別、冊數及見積價格ヲ具シ委託期間ヲ定メテ校長ノ承認ヲ受クヘシ

第七十九條 委託圖書ハ委託者ニ於テ之ヲ本校ニ送致スヘシ本校ハ之ニ對シテ受領書ヲ交付ス

第八十條 委託圖書ハ書庫以外ニ備付タルコトヲ得ス

第八十一條 不慮ノ災難ニ因リ委託圖書ノ損亡ヲ來ス事アルモ本校ハ其ノ責ニ任セス

第八十二條 他ヨリ委託又ハ借入レタル圖書ハ本校所蔵ノ圖書ト同様ノ取扱ヲナス

但シ圖書所有者ノ希望ニヨリ特別ノ取扱ヲナスコトアルヘシ
第八十三條 閱覽室ハ學則第六條ノ定期休業日及臨時休業日ニハ之ヲ閉鎖ス

前項ノ外臨時ニ閉室スルコトアルヘシ
閱覽室閉閉ノ時刻ハ季節ニ依リテ之ヲ定メ其ノ都度之ヲ揭示ス
第八十四條 閱覽室ニ入ル者ハ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

- 一 喫煙、音讀、雜誌等他人ノ障礙トナル舉動ヲナスヘカラス
- 一 圖書文具類ヲ除クノ外物品ヲ携帯スヘカラス
- 一 制服又ハ袴ヲ着用シ脱帽スヘシ

第八十五條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ圖書ノ閱覽ヲ禁スルコトアルヘシ

二 生徒心得細則

第一條 生徒ハ本校職員ニ對シテ敬禮ヲ行フヘシ

第二條 教室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ授業ノ始終ニハ教官ニ對シテ立禮スヘシ

第三條 教室其ノ他室内ニ入ルトキハ帽及「マント」ヲ脱スヘシ

第四條 受持教官授業時間ニ至ルモ出勤ナキトキハ教務課ニ就キテ指示ヲ受クヘシ

第五條 生徒ハ風儀ヲ紊ス處アル場所ニ出入スヘカラス

第六條 諸揭示ハ其ノ當日ヨリ一般ニ知了セルモノト認ムルニヨリ常ニ之ニ注意スヘシ

第七條 生徒揭示ヲ爲サントスルトキハ生徒主事ノ許可ヲ受ケ檢印ヲ求メ所定ノ場所ニ公示スヘシ

但シ報國圖ニ關スルモノハ豫メ總務部ノ承認ヲ受クルヲ要ス
第八條 生徒集會ヲ催サントスルトキハ代表者ヲ定メ三日前マテニ其ノ詳細ヲ生徒主事ニ申出テ指示ヲ

受クヘシ

第九條 集會ニ本校校舍ヲ使用セントスルトキハ教務課長ニ申出テ指示ヲ受クヘシ
第十條 火災其ノ他災變ノ際ハ直ニ登校シ職員ノ指揮ヲ受クヘシ

三 服務及處務細則

第一章 教官ノ服務

第一條 本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授、生徒主事、助教授、講師、授業囑託及備外國人教師ヲ包含ス

第二條 教官ハ其ノ分擔ノ範圍内ニ於テ校長ニ對シ生徒教育ノ責ニ任ス

第三條 生徒ノ教育ニ關スル事務ハ各教官ノ擔任トス

第四條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科主任、學級主任、指導教官及分課ノ事務ニ從事スヘシ

第五條 教官ハ校長ノ命ヲ受ケ入學者選抜試験、高等學校高等科學力檢定試験其ノ他臨時ノ事務ニ從事スヘシ

第六條 教官ハ校長ノ命ヲ受ケ物品ノ檢閲、物品ノ監守及監守物品ノ屬スル区域内整理ノ任ニ當ルヘシ

第七條 教官ハ教授、訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ校長ニ具申スヘシ

第八條 教官ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第九條 第二章第十二條乃至第二十二條ノ規定ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第十條 書記、生徒主事補、事務囑託及雇員ハ校長ノ命ニヨリ所屬課長ノ指揮ヲ受ケテ分課事務ニ從事スヘシ

- 職員ニシテ特別教室ニ勤務セル者ハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ勤務スヘシ
- 第十一條 事務員ハ各課ノ連絡及相互ノ補助ニ留意スヘシ
- 事務繁劇ナルトキ若ハ至急處理スルモノアルトキハ勤務時間外又ハ休日ト雖モ勤務スヘシ
- 第十二條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ出勤スルコト能ハサル時ハ當日勤務時間前ニ其ノ事由及日時ヲ記シテ届出ツヘシ但シ病氣缺勤七日以上ニ及フ者ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ
- 第十三條 勤務時間中發病等ノタメ退出セントスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十四條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルモノ及内規ニヨリ休暇ヲ受ケントスルモノハ前日中ニ届出ツヘシ
- 第十五條 轉地療養、父母ノ病氣看護又ハ父母ノ墓參ノタメ請假セントスル者ハ日限及行先地ヲ記シテ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第十六條 親屬ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ
- 第十七條 賜暇中旅行セントスル者ハ日限及旅行先地ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ
- 陸軍召集令又ハ海軍召集令條例ニヨリ召集又ハ簡閱點呼ニ應スル者ハ日限及應召地、部隊、艦艇名等ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ
- 第十八條 出張ノ命ヲ受ケタル者ハ出發及歸校ノ際其ノ旨届出テ且ツ歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ
- 但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得
- 第十九條 新任者ハ五日以内ニ住所ヲ届出ツヘシ
- 原籍氏名住所等ヲ變更シタル場合ハ其ノ都度届出ツヘシ
- 第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事情ノ履歷ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十一條 轉任免官休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常時故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ當直及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 學校醫ノ職務

第二十三條 學校醫ハ校長ノ命ヲ承ケ學校衛生ニ關スル事務ニ從事ス

第二十四條 學校醫ハ毎月二回教授時間内ニ登校シ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ

第二十五條 學校醫ハ校内又ハ其ノ近傍ニ傳染病發生シタルトキハ直チニ必要ナル消毒豫防方法ヲ施行シ尙ホ其ノ狀況ニヨリ校舎又ハ寄宿舎ノ全部若ハ一部ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ

第二十六條 學校醫ハ生徒ノ請求ニ應ジ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作製スヘシ

第二十七條 學校醫ハ學校身體検査規程ニ依リ生徒ノ身體ヲ検査シ身體検査表ヲ調製スヘシ

第二十八條 學校醫ハ前各條ノ任務ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ隨時生徒ノ身體ヲ検査シ病症ヲ診斷シ其ノ他衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校衛生上必要ト認メタル事項ニツキテ校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務

第三十條 校長ノ指揮ヲ承ケ教育事務ヲ總理スルタメ教頭ヲ置ク教頭ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三十一條 各教官ノ擔任スヘキ教育事務概ネ左ノ如シ

- 一 生徒ノ學業成績ヲ考査スルコト
- 一 生徒ノ勤惰ヲ調査スルコト

- 一 生徒ノ操行ヲ調査スルコト
 - 一 教室内ノ秩序ヲ保持スルコト
 - 一 教育上ニ關シ校務上必要ナル報告ヲナスコト
 - 一 生徒ノ研究ヲ指導シ又ハ監督ヲナスコト
 - 一 其ノ他生徒ノ教育ニ關係アル一切ノ事項
- 第三十二條 教授ニ關スル事務ハ學科毎ニ當該教官ノ分擔トシ教務課長ヲシテ之ヲ主宰セシム
- 教務課長ハ教授上ノ事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得
- 第三十三條 訓育ニ關スル事項ハ全教官ノ擔任トシ生徒主事ヲシテ之ヲ主宰セシム
- 生徒主事ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得
- 第三十四條 學科主任ハ左ノ學科ニ就キ各一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス
- 第一 文學科 (修身、哲學概説、心理及論理、法制及經濟)
 - 第二 文學科 (國語、漢文)
 - 第三 文學科 (英語)
 - 第四 文學科 (獨語)
 - 第五 文學科 (歷史、地理)
 - 第一 理學科 (數學、圖畫)
 - 第二 理學科 (物理)
 - 第三 理學科 (化學)
 - 第四 理學科 (自然科學、植物及動物、礦物及地質)
 - 體操科

- 第三十五條 學科主任ノ擔任事項概ネ左ノ如シ
- 一 當該學科教授上ノ統一及他學科トノ連絡ニ關スルコト
 - 一 教科用圖書豫選ニ關スルコト
 - 一 教授分擔ニ關スルコト
 - 一 教授上必要ナル參考圖書、器具、機械、標本、藥品等ヲ調査スルコト
 - 一 其ノ他當該學科ニ關スルコト
- 第三十六條 學科主任ハ校長ノ許可ヲ受ケ前條ニ掲グル事務ノ一部ヲ擔任教官ニ委任スルコトヲ得
- 第三十七條 學級主任ハ各學級一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス
- 第三十八條 學級主任ハ生徒主事及指導教官ト連絡シテ當該學級生徒ヲ監督シ之ヲ統率シテ校規命令ヲ實行セシメ風紀ヲ維持シ學徳ノ向上發展ニ力ムルモノトス
- 第三十九條 學級主任ノ擔任事項概ネ左ノ如シ
- 一 擔任學級生徒ノ操行ニ關スルコト
 - 一 擔任學級生徒ノ勤惰ニ關スルコト
 - 一 擔任學級生徒ノ學業ニ關スルコト
 - 一 其ノ他擔任學級ニ關スル一切ノ事項
- 第四十條 學級主任ノ任期ハ一學年間トス
- 第四十一條 指導教官ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命シ全生徒ヲシテ之ニ分屬セシム但シ生徒又ハ父兄ニ於テ特別ノ希望ヲ申出ツルコトヲ得
- 第四十二條 指導教官ハ生徒主事及學級主任ト連絡シテ擔任生徒ノ品行學業健康其ノ他一身上ニ關シ在學中絶エス指導監督ヲ加ヘ生徒ヲシテ其ノ本分ヲ究ウセシメント期スヘシ

第四十三條 指導教官ハ凡テ其ノ擔任生徒ヨリ本校ニ提出ス願届書ヲ審査スヘシ

第四十四條 指導教官ノ任期ハ擔任生徒在學中トス

第五章 分課事務

第四十五條 本校ニ教務課、生徒課、圖書課、庶務課及會計課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第四十六條 課ニ課長又ハ主任ヲ置キ所屬職員ヲ率ヒ分掌事務整理ノ責ニ任セシム課長、主任ハ職員中ニ就キ校長之ヲ命ス

第四十七條 分課所屬ノ職員ハ課長又ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス但シ生徒課勤務生徒主事ノ勤務ニ關シテハ本條ノ規定ニ拘ハラズ別ニ通達シタル所ニ據ル

第四十八條 教務課主管事務左ノ如シ

- 一 學科課程、教授要目ニ關スルコト
- 一 教官ノ擔任、日課ノ配當ニ關スルコト
- 一 學級編成ニ關スルコト
- 一 學級主任、級總代ニ關スルコト
- 一 教科用圖書ニ關スルコト
- 一 授業、休業ニスルコト
- 一 生徒募集入學ニ關スルコト
- 一 選拔試験ニ關スルコト
- 一 教授上ノ設備ニ關スルコト
- 一 成績考査、修了、卒業ニ關スルコト
- 一 生徒ノ學籍簿、出席簿ニ關スルコト

一 成績表、成績證明ニ關スルコト

一 生徒ノ休學、退學、除名ニ關スルコト

一 在學證明、兵役ニ關スルコト

一 野外演習、射擊演習、修學旅行ニ關スルコト

一 教務上ノ統計ニ關スルコト

一 學力檢定及教員無試験檢定願ニ關スルコト

一 卒業生ノ大學入學其ノ他ニ關スル事項

一 教育會議ニ關スルコト

一 日本文化講義ニ關スルコト

一 成人講座ニ關スルコト

一 參觀人ノ取扱ニ關スルコト

一 其ノ他教務ニ關スル一切ノ事項

第四十九條 生徒課ノ主管事務左ノ如シ

一 生徒ノ訓育、風紀ニ關スルコト

一 生徒ノ管理、監督ニ關スルコト

一 生徒ノ缺席、缺課、遅刻及其ノ統計ニ關スルコト

一 生徒ノ育英ニ關スルコト

一 生徒ノ訓誨、懲戒ニ關スルコト

一 指導教官ニ關スルコト

一 學校衛生ニ關スルコト

- 生徒ノ保健、身體検査ニ關スルコト
 - 體力管理ニ關スルコト
 - 生徒ノ體育、運動、競技ニ關スルコト
 - 生徒ノ集會ニ關スルコト
 - 生徒ノ揭示ニ關スルコト
 - 生徒ノ通學、宿舍ニ關スルコト
 - 生徒ノ入舍、退舍ニ關スルコト
 - 寮務當直ニ關スルコト
 - 寄宿舎ノ管理、警備ニ關スルコト
 - 其ノ他生徒ノ訓育、管理及寄宿舎ニ關スル一切ノ事項
- 第五十條 圖書課主管事務左ノ如シ
- 圖書ノ保存、整理ニ關スルコト
 - 圖書印ノ管守ニ關スルコト
 - 圖書ノ出納、貸與ニ關スルコト
 - 圖書目錄ニ關スルコト
 - 圖書ノ購入修繕ノ計劃ニ關スルコト
 - 其ノ他圖書ニ關スル一切ノ事項
- 第五十一條 庶務課主管事務左ノ如シ
- 御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト

- 校長ノ官印、校印及校旗ノ管守ニ關スルコト
 - 職員ノ進退、身分、服務ニ關スルコト
 - 職員ノ敘位、敘勳並ニ陞等ニ關スルコト
 - 職員ノ在外及内地研究ニ關スルコト
 - 卒業證書ニ關スルコト
 - 生徒ノ褒賞ニ關スルコト
 - 職員ノ額、伺、届ニ關スルコト
 - 規則命令ニ關スルコト
 - 統計及學校一覽ニ關スルコト
 - 官報報告其ノ他ノ報告ニ關スルコト
 - 文書ノ接受、發送ニ關スルコト
 - 文書ノ整理、保存ニ關スルコト
 - 儀式ニ關スルコト
 - 事務當直ニ關スルコト
 - 日誌及重要事項ノ記録ニ關スルコト
 - 其ノ他他課ニ屬セサル一切ノ事項
- 第五十二條 會計課主管事務左ノ如シ
- 歳入歳出豫算決算ニ關スルコト
 - 國有財産、資金ニ關スルコト
 - 物品ノ買入及不用物品ノ處分ニ關スルコト

- 一 修繕ニ關スルコト
 - 一 物品ノ出納、保管ニ關スルコト
 - 一 會計檢査ニ關スルコト
 - 一 物品檢閱ニ關スルコト
 - 一 寄附ニ關スルコト
 - 一 電話、電燈瓦斯、給水及暖房ニ關スルコト
 - 一 校舎内外ノ警備、掃除ニ關スルコト
 - 一 備入ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 一 其ノ他會計ニ關スル一切ノ事項
- 第五十三條 各課ノ主管事項ニシテ他課ニ關聯スルモノニ就テハ關係各課合議ノ上之ヲ處理スヘシ
- 第五十四條 各課所屬ノ職員ハ常務ノ外時宜ニヨリ他課ノ事務ヲ補助スヘシ

第六章 文書處理

- 第五十五條 公文書ハ第六十二條ニ依ルモノノ外總テ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ文書ニ番號及收受月日ヲ記載シ校長宛ノモノハ校長ニ供閱ノ後其ノ他ノモノハ直ニ主掌分課ニ配付シ其ノ證印ヲ徴スヘシ
- 第五十六條 親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ
- 第五十七條 校長ヨリ直接受ケタル到達文書ハ庶務課ニ於テ受付簿ニ登記スヘシ
- 第五十八條 各課ニ關聯スル文書ハ其ノ關係ノ重キニ從ヒ之ヲ配付スヘシ
- 第五十九條 配付ヲ受ケタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ
- 事件ノ種類ニヨリ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ校長ニ申出テ指揮

ヲ受クヘシ

- 第六十條 決裁ヲ受クヘキ文書ニシテ他課ニ關聯スルモノハ該課ニ合議スヘシ
- 第六十一條 決裁済ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理スヘシ
- 第六十二條 左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セス主掌分課ニ於テ直ニ接受スヘシ
- 一 教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
 - 一 生徒ヨリ提出スル願届書類
 - 一 入學志願者名票
 - 一 其ノ他校長ノ指定シタル書類
- 第六十三條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ廻付スヘシ但シ執務時間以外ニ發送スル文書アルトキハ當直ニ廻付スヘシ
- 第六十四條 庶務課ニ於テ發送スヘキ文書ヲ受ケタルトキハ發送簿ニ課件名ヲ登記シ發送文書及原議ニ番號ヲ附シ發送スヘシ
- 第六十五條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送スルトキハ月日、受信先、發信名、種類量目(字數)料金ヲ登記シ取扱主任檢印スヘシ
- 第六十六條 完結文書ニシテ各分課ニ保存スヘキモノヲ除ク外ハ總テ庶務課ニ廻付スヘシ
- 前項ニ依リ廻付ヲ受ケタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存スヘシ
- 各分課ニ保存スヘキ文書ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 當直

- 第六十七條 當直勤務ハ事務當直及寮務當直トス
- 事務當直ハ判任官以下輪番ヲ以テ之ニ服スヘシ

寮務當直ハ生徒課勤務ノ教官輪番ヲ以テ之ニ服スヘシ

第六十八條 本校ニ高等官ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ校長特ニ之ヲ命ス

第六十九條 生徒主事ハ必要ニ應ジ隨時寄宿舎ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於テハ第六十七條第三項ノ當直ヲ除キス

第七十條 當直時間左ノ如シ

一 平日ハ退出時間ヨリ翌日ノ登校時限マテ

第七十一條 當直者ハ勤務中學校ヲ離ル、コトヲ得ス

第七十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當直ヲ免ス

一 出張ヲ命セラレタル者ハ出張中並ニ其前日及翌日

二 病氣ノタメ本務ヲ缺ク者ハ缺勤ノ當日

三 賜暇ノ當日

四 忌引中五新任者着任ノ日ヨリ起算シテ七日間

六 以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタル者

第七十三條 前條ニ依リ除番スル者アルトキハ所定ノ當直順ハ順次之ヲ繰上ク

第七十四條 當直者自己ノ都合ニ依リ當直スルコト能ハサルトキハ事務當直ニアリテハ庶務課長、寮務

當直ニアリテハ生徒課長ノ指示ヲ受クヘシ

第七十五條 事務當直ノ任務概ネ左ノ如シ

一 御眞影奉安殿及校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二 巡視、小使等ノ監督並ニ學校内外一切ノ取締ヲナスコト

三 接受物件ヲ處理スルコト

四 火器及火災ノ虞アル場所ニ對シ特ニ注意スルコト

五 當直日誌ヲ記入シ當直用郵便切手ヲ管守スルコト

第七十六條 寮務當直ハ寄宿舎及寄宿生徒ノ管理及取締ニ任シ寄宿舎内一切ノ事務ヲ執ルヘシ

第七十七條 當直日誌ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

一 當直年月日並ニ當直者ノ官職氏名捺印

二 巡視、小使等ノ當直者氏名

三 當直勤務中ノ狀況

四 收受、發送文書及物件ハ其ノ宛名、差出人名、使用郵便切手類ノ種類及員數等

五 其ノ他當直中處理シタル重要事項

第七十八條 當直日誌ハ翌日庶務課長若ハ生徒課長ヲ經テ校長ノ査閱ニ供スヘシ

第七十九條 當直中接受シタル文書ハ其ノ儘之ヲ留置キ翌日之ヲ庶務課ニ引續クヘシ

但シ電報其ノ他急速ノ處理ヲ要スル文書、物件ハ直ニ名宛人ニ送附又ハ通知其ノ他適當ノ處理ヲナスヘシ

第八十條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條 當直中出火、近火、風水、震災、盜難其ノ他非常ノ異變アリタルトキハ校長ニ急報シ且狀況ニ應ジ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第八十二條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニアリテハ庶務課長、寮務當直ニアリテハ生徒課長之ヲ定ムヘシ

四 物品會計規程細則

- 第一條 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ本細則ニ依リ之ヲ處理ス
- 第二條 物品ヲ大別シテ備品、消耗品ノ二種トシ、區別ハ其ノ性質及用法ニ依リ校長之ヲ定ム
- 第三條 備品中、共用ニ使用スルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ専用スルモノヲ専用備品トス
- 第四條 各課又ハ特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任ヲ置キ使用物品ノ監守及取扱ノ責ニ任セシム但シ専用物品ニ就テハ專用者其ノ責ニ任スヘシ
- 第五條 各課又ハ特別教室ノ物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域ヲ左記ノ通り定ム
- 一 會計課 校長室、講堂、應接室、會計課、宿直室、巡視詰所、小使室ニ屬スル物品並他ノ監守又ハ取扱ニ屬セサル物品
 - 一 庶務課 庶務課ニ屬スル物品
 - 一 教務課 教務課、教官室、普通教室ニ屬スル物品
 - 一 生徒課 寄宿舎及附屬建物、生徒課、生徒集會所、生徒控所ニ屬スル物品
 - 一 圖書課 圖書課、書庫及閱覽室ニ屬スル物品
 - 一 物理學教室 物理學教室ニ屬スル物品
 - 一 化學教室 化學教室ニ屬スル物品
 - 一 植物及動物學教室 植物及動物學教室ニ屬スル物品
 - 一 鑛物地質及地理教室 鑛物地質及地理教室ニ屬スル物品

- 一 歴史教室 歴史教室及陳列室ニ屬スル物品
 - 一 圖書教室 圖書教室ニ屬スル物品
 - 一 心理教室 心理教室ニ屬スル物品
 - 一 體操教室 銃器室及柔剣弓道道場ニ屬スル物品並屋外運動場、其ノ他ニアル體操用、運動用器具
- 第六條 物品出納命令ハ校長之ヲ發シ、其ノ出納ハ物品會計官吏之ヲ執行スヘシ
- 第七條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長ノ許可ヲ受ケテ一回又ハ數回ニ取廻メテ購入シ、之ヲ倉庫ニ藏置シテ保管ノ責ニ任シ臨時所要ノ物品ニ就テハ必要ノ都度校長ノ許可ヲ受ケテ之ヲ購入シ請求ニ應ジテ支給ノ手續ヲナスヘシ但シ器具、機械、實驗用材料等特種ノ注意ヲ要スルモノニ付テハ便宜上各部ニ於テ見積書ヲ徴シ、請求書ト共ニ之ヲ物品會計官吏ニ差出スヘシ
- 第八條 物品會計官吏前條物品ノ交付ヲサントスルトキハ備品ハ總テ物品監守者ニ消耗品ハ物品取扱主任ニ交付シ領收印ヲ徴スヘシ
- 第九條 各部ニ於テ使用スル物品ニシテ不用ニ歸シタルモノアルトキハ物品監守者又ハ取扱主任ハ速ニ物品會計官吏ヘ返付ノ手續ヲナスヘシ
- 第十條 物品會計官吏前條物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ將來使用ノ見込アルモノハ保管シ使用ノ見込ナキモノハ處分案ヲ具シテ校長ノ裁決ヲ受クヘシ
- 第十一條 物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ物品監守者又ハ物品取扱主任ハ其ノ事實ヲ詳記シ物品會計官吏ニ報告スヘシ
- 物品會計官吏ハ之ヲ調査シ學校長ノ裁決ヲ請フヘシ

第十二條 自然破損ノ物品ニシテ修理ノ上使用ノ見込アルモノハ修理ヲ請求シ其ノ見込ナキモノハ返付ノ手續ヲナスヘシ

第十三條 物品監守者又ハ物品取扱主任交代シタルトキハ前任者、後任者立會ノ上引繼ヲナシ備品監守簿又ハ消耗品受拂簿ニ受繼年月日ヲ記入シ双方記名捺印スヘシ

第十四條 物品會計官吏ハ毎年一回以上物品監守者並ニ物品取扱主任ニ就キ帳簿ト現品トヲ對照査閲シ狀況ヲ校長ニ報告スヘシ、前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失、毀損ヲ發見シ又ハ物品ノ監守又ハ取扱上異狀ヲ認メタル時ハ校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムヘシ

第十五條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明確ナラシムル爲メ左ノ帳簿ヲ設ケ整理スヘシ

一 備品出納簿

本簿ハ器具、機械、標本、圖書ニ分類シ、品目、數量、價格、納入、渡シ先等ヲ記シ其ノ出納ヲ明瞭ニスルモノトス、但シ機械、標本ハ各學科別ニ圖書ハ部門毎ニ口座ヲ設クヘシ

二 消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納入、渡シ先等ヲ記シ其ノ出納ヲ明瞭ニスルモノトス

三 備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ支給シタル備品ノ品目、數量、番號、受授年月日等ヲ記シ、物品會計官吏ト物品監守者又ハ專用者トノ受授ヲ明カニスルモノトス

四 消耗品支給簿

本簿ハ支給シタル消耗品ノ品目、數量、受授年月日等ヲ登記シ物品會計官吏ト物品取扱主任トノ受授ヲ明確ニスルモノトス

第十六條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明カニスルタメ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一 備品監守簿

本簿ハ物品監守者之ヲ所持シ備品ノ品目、數量、價格、番號及受授年月日ヲ記入スルモノトス、但シ圖書、機械、標本ハ原簿ヲ以テ本簿ニ代用スルコトヲ得

二 消耗品受拂簿

本簿ハ物品取扱主任之ヲ所持シ、受領シタル消耗品毎品口座ヲ設ケ受拂ヲ明確ニスルモノトス、郵便切手類受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ備付、其ノ受拂ヲ詳記スルモノトス

第十七條

物品檢閲ヲ分チテ定期及臨時ノ二種トス、定期檢閲ハ毎年一回之ヲ施行シ臨時檢閲ハ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ施行ス

第十八條 物品檢閲委員ハ委員長一名、委員若干名トシ職員中ヨリ校長之ヲ命ス

第十九條 物品檢閲ノ明日ハ校長之ヲ定メ豫メ各物品監守者及物品取扱主任ニ通告スルモノトス

第二十條 物品檢閲委員ノ檢閲スヘキ要領左ノ如シ

一、物品保管ノ適否

一、物品亡失、毀損ノ有無

一、物品ノ使用並ニ消費ノ適否

一、帳簿ト現品トノ對照

一、其ノ他必要ト認メタル事項

第二十一條 物品檢閲ノ際ハ在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏、使用中ノ物品ニ就テハ物品監守者又ハ物品取扱主任檢閲委員ノ質問ニ應ジ物品及帳簿ノ點檢ヲ受クヘシ

第二十二條 物品檢閲委員其ノ檢閲ヲ終リタル時ハ檢閲ノ願末及意見ヲ具シ、委員長ヨリ校長ニ申告ス

柔道 體操	劍道(兼) 講師(就職順)	圖畫 鑛物及地質、自然科學	地理 授業囑託	弓道 授業囑託	教練 書記	物品會計官吏	陸軍少佐	工學士 文學士	陸軍少佐	陸軍大尉	生徒主事補	赤川 川壽一 相原 越智 中喜 牧嘉一 芝市郎								
井	森	本	一	岡	野	加	早	藤	崎	太	勸	高	知	愛	媛	媛	媛	媛	媛	
手	部	田	賀	田	澤	太	勸	高	知	愛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛
勉	馨	馨	進	夫	介	漸	浩	志	勸	市	郎	一	行	郎	泉	郎	藏	大	藏	
愛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛

獨語	獨語	物理、自然科學	英語	英語	數學	獨語	國語	化學、自然科學	歷史、漢文	獨語	獨語	助教授	獨語
助教授	獨語	生徒主事	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師	外籍人教師
井	森	本	一	岡	野	加	早	藤	崎	太	勸	高	知
井	森	本	一	岡	野	加	早	藤	崎	太	勸	高	知
井	森	本	一	岡	野	加	早	藤	崎	太	勸	高	知
井	森	本	一	岡	野	加	早	藤	崎	太	勸	高	知

學級主任
文科第三學年甲類 教授 安泰
文科第三學年乙類 教授 河內
理科第三學年甲類 教授 川無
理科第三學年乙類 教授 健正
理科第三學年甲類 教授 澄谷
理科第三學年乙類 教授 武智
文科第二學年甲類 教授 吉雅
文科第二學年乙類 教授 川真
理科第二學年甲類 教授 金顯
理科第二學年乙類 教授 橋本
文科第一學年甲類 教授 神津
文科第一學年乙類 教授 好東
理科第一學年甲類 教授 高橋
理科第一學年乙類 教授 三誠
文科第一學年甲類 教授 內田
文科第一學年乙類 教授 大登
理科第一學年甲類 教授 井元
理科第一學年乙類 教授 手淳
第一文學科 教授 行元
第二文學科 教授 太本
第三文學科 教授 川良
第四文學科 教授 良治

學科主任

生徒主事兼

學校醫

雇

事務囑託

生徒主事補

(兼)

醫學博士

醫學博士

堀重

田松

匡

一

三

重

醫學博士

堀重

田松

匡

一

三

重

村上

安

滿

子

愛

媛

水安

安

美

進

愛

媛

林美

美

隆

光

愛

媛

竹勝

勝

之

則

愛

媛

野島

島

之

則

愛

媛

森野

野

次

則

愛

媛

近藤

藤

數

一

愛

媛

佐伯

伯

恒

一

愛

媛

中喜

喜

一

一

愛

媛

相助

原

正

一郎

愛

媛

西川

川

長

則

愛

媛

助教

相原

正

一

一郎

愛

媛

小川

川

高

則

愛

媛

主 任 會 計 課

課 長 庶 務 課

課 長 圖 書 課

助教兼 生徒主事補 助教授

中 原 正 喜 一 郎

芝 岡 田 善 市 郎

講 師 岡 田 善 市 郎

嘱 託 本 田 善 市 郎

嘱 託 水 上 滿 夫 郎

雇 用 村 上 滿 夫 郎

教 授 橋 本 吉 郎

書 記 小 川 美 則 郎

雇 用 林 川 美 則 郎

教 授 井 手 淳 二 郎

書 記 井 手 淳 二 郎

嘱 託 佐 伯 恒 雄 郎

書 記 森 賀 恒 雄 郎

書 記 森 賀 恒 雄 郎

雇 用 森 賀 恒 雄 郎

第五文學科

第一理學科

第二理學科

第三理學科

第四理學科

體操科

教 頭

課 長 教 務 課

課 長 生 徒 課

教授 三 原 正 是 眞

教授 金 崎 顯 彦 男

教授 橋 本 吉 郎

教授 大 植 登 志

配屬將校 佐 治 琢 磨 夫

教授 伊 藤 建 夫

教授 木 方 庸 助

教授 川 畑 思 無

書 記 戶 川 長 邪

講 師 早 西 川 長 邪

嘱 託 近 藤 數 一 郎

生徒主事兼 教授 行 元 豐 圓 治 郎

教授兼 生徒主事 太 田 耕 治 夫

助教兼 生徒主事 赤 川 壽 太 郎

物理學教室	教授 金 崎 野 則
化學教室	教授 野 金 崎 野 則
植物及動物學教室	教授 野 金 崎 野 則
礦物及地質學教室	教授 野 金 崎 野 則
寄宿舎	講師 加 藤 太 志

第七 生徒及卒業者

一、生徒氏名

(五五一一人)
(四月三十日調)

◎八總代◎八副總代

今治	秋川 房一 愛媛	東府一 阿部 貞雄 東京	釜山	今井 乙訓 愛媛
天王寺	上田 新藏 大阪	宇和島 奥島 伊勢美 愛媛	新京	尾崎 隆 愛媛
松山	長田 健二郎 靜岡	福山 誠 小野 弘 藏 廣島	刈谷	金田 雷 亮 靜岡
今治	河本 清 愛媛	松山 菊池 淳 愛媛	松山	河野 不二 瑞玉
四條	近藤 重農夫 愛媛	二岡山 三田 正明 兵庫	湘南	白神 幸生 岡山
德島	杉本 清 德島	藤原 鈴木 公平 山口	大連二	大藤 和彦 宮崎
松山	高垣 純一 廣島	二岡山 高木 健一 岡山	北條	武田 公一 愛媛
住吉	谷 滿夫 大阪	松山 ◎玉 野 義雄 愛媛	西條	上岐 進 愛媛
住吉	永野 元義 大阪	松山 西村 拓 愛媛	水更津	長谷川 正名 愛媛
一岡山	姫井 悦治 岡山	松山 藤枝 章 東京	松山	前田 尙久 愛媛
岸和田	松家 浩一 德島	大連二 藤枝 章 東京	一神戶	村田 利兵衛 兵庫
松山	毛利 正也 愛媛	湘南 三浦 進 神奈川	松山	山本 敏夫 愛媛
鳥取	芥 潤一 香川	天王寺 山中 弘 大阪	松山	石井 清治 大阪

文科第三學年甲類

文科第三學年乙類

四一人

七

北澤	石橋	三	愛媛	大連	一	井上	高	生	東京
吳第一	岡田	一	岡田	立命館	岡田	大	男	千葉	東京
松山	川本	久	仁	今宮	北	島	方	明	青森
松山	小西	久	仁	宇和島	須	山	德	二	愛媛
吉田	芝	公	夫	甲陽	須	山	德	二	愛媛
三登	田代	義	一	廣高附	藤	堂	直	樹	廣島
虎原	富永	保	男	廣高附	長	橋	馬	一	廣島
大連二	野崎	光	明	廣高附	野	信	詔	石川	
一神戶	平尾	博	香	大洲	福	山	喜	逸	愛媛
北野	堀口	隆	福	宇和島	堀	部	幸	雄	愛媛
北野	三宅	大	兵	三島	三	宅	信	夫	愛媛
宇和島	水野	一	郎	三島	宮	崎	敏	夫	廣島
愛知	湯澤	夫	新	北	吉	田	正	雄	大阪
松山	高松	青	野	桃山	石	原	幸	男	大阪
二東市	出井	靖	香	三島	今	村	義	男	愛媛
松山	氏原	德	男	松山	大	四	義	英	愛媛
松山	奥山	眞	三	東府	越	智	和	夫	愛媛
高津	相原	正	之	松山	河	合	辰	夫	廣島

○理科第三學年甲類

三九人

三神戶	佐久間	彰	兵庫	北野	佐	々	尾	四	郎	大阪
郡山	澤井	慶	二	二神戶	菅	沼	常	生	兵庫	
松山	名村	忠	一	宇和島	二	宮	敏	雄	愛媛	
松山	橋本	剛	明	新	林	部	正	也	兵庫	
住吉	藤田	長	門	今	益	田	孝	雄	愛媛	
大洲	味村	四	郎	松山	森	田	健	四	郎	愛媛
松山	山崎	鎮	愛	三神戶	山	本	正	一	兵庫	
松山	淺田	敏	雄	德島	有	居	元	甫	德島	
松山	今村	清	男	一岡山	大	野	隆	愛	媛	
二神戶	梅田	雄	男	松山	大	野	隆	愛	媛	
吳第一	角川	忠	雄	松山	大	野	隆	愛	媛	
千葉	川又	忠	三	今	治	菅	陸	岐	阜	
一岡山	國重	憲	三	一岡山	小	四	次	郎	岡山	
廣島二	小林	哲	期	松山	佐	治	光	男	愛媛	
松山	關守	誠	靜	大連二	曾	根	滿	次	郎	愛媛
水戸	高山	良	一	北野	田	島	義	弘	崎	玉
松山	中河	洋	兵	松山	北	野	義	弘	崎	玉
松山	芳我	泰	興	一岡山	北	野	義	弘	崎	玉
松山	藤本	美	二	松山	北	野	義	弘	崎	玉

○理科第三學年乙類

四一人

德島 二木榮材 德島 萩 波多野 保山口
 松山 藤田義雄 愛媛 一神戶 船本浩一 耶高知
 北野 堀福太郎 大阪 松山 正岡寬忠 愛媛
 鎌倉 榎山重廣 神奈川 松山 安河内昂 福岡
 二神戶 渡邊二郎 兵庫 松山 渡部晴樹 愛媛

○理科第二學年甲類ノ二

三七人

赤尾公之 兵庫 京都三 荒勝 勝兵衛
 石橋義行 兵庫 大分 石松一彦 福岡
 今井猛 愛媛 三豐 浮田松三郎 香川
 北野 機田武 大阪 住吉 大川達雄 大阪
 松山 門田昌平 愛媛 宇和島 菊池俊清 愛媛
 松山 佐木尚兵衛 豊中 笹部一昭 岡山
 今治 田窪勇 愛媛 一岡山 白神良一 岡山
 北野 德地履信之 山口 松山 富久泰明 愛媛
 和歌山 濱田是清 和歌山 諫早 林長生 長崎
 住吉 松村昌夫 愛知 東市二 松安 亮 東京
 千葉 森左千夫 千葉 渡部多喜雄 愛媛
 北條 渡部多喜雄 愛媛

○理科第二學年乙類

三八人

廣島二 秋山清一 廣島 高松 明比 曉 愛媛
 福山 安倍正 廣島 吳港 石田行雄 廣島
 高松 梅津敏雄 山形 北野 内堀勝史 兵庫
 龍野 小河浩平 兵庫 大洲 岡本正規 愛媛
 高松 木村正 香川 二岡山 岡宮立彦 岡山
 堺 柴田精一 大阪 和歌山 志摩 達夫 滋賀
 大分 正義之 大分 今治 白石建 耶 愛媛
 中津 竹下嘉一 大分 新嘉 立野 久 栃木
 松山 東村道雄 愛媛 三豊 長岡 惟信 香川
 松山 成瀬文雄 愛媛 三豊 西脇 惟信 香川
 北野 萩原正幸 宮崎 松山 本田政雄 愛媛
 撫養 松浦茂雄 徳島 多度津 眞鍋清三 香川
 新嘉 宗像朝江 福岡 市岡 柳谷幸敏 大阪

○文科第一學年甲類

四〇人

陸奥士 市北 誠長崎
 岩國 市朝 生山口
 二神戶 上野弘毅 山形
 水口 大野基夫 滋賀
 岸和田 烏野榮一 大阪
 天王寺 黒田實大 大阪

生員及卒業生

七七

東府八	隔健三	香川	松山	十龜平	治愛媛	松山	高倉武	愛媛
明倫	竹久廣	岡山	三次	竹村一	夫廣島	今治	龍田信	和愛媛
今治	圓子宣	男香川	豐中	外山昇	大廣島	小倉	中澤清	佐賀
龍野	離波隆	則兵庫	德島	根津昇	德島	東府三	信清富	美登廣島
一神戶	長谷川敏	男兵庫	大洲	東根	正國愛媛	大洲	藤岡勝	登廣島
松山	古川敏	也愛媛	北野	山本	浩潔大阪	二神戶	三谷武	夫兵庫
德島	村田武	夫德島	明石	山本	浩潔東京	今治	吉見哲	夫兵庫
三神戶	宮田勝	明愛媛	松山	松山	松山	松山	松山	松山

○文科第二學年乙類

四〇人

新義州	青木榮	男朝鮮	二神戶	淺尾敏	富山	千葉	○安藤	毅千葉
東公	石藤太	郎廣島	松山	越智俊	夫愛媛	吳第一	伊藤太	郎愛媛
福山	大河内大	市愛媛	松山	木下良	裕大阪	松山	越智通	愛媛
今治	北澤博	長野	松山	小林淑	夫兵庫	京都三	久保田彌	一郎京都
伊那	倉田義	春愛媛	甲陽	○先田哲	夫愛媛	北野	鹿海信	也大阪
松山	齋藤誠	千葉	松山	高野	義一愛媛	高津	奈良	兵庫
千葉	志賀為	久愛知	北野	中野	夫大阪	奈良	鳴海	宏兵庫
岡崎	中田庄	平大觀	高津	則定邦	夫兵庫	三神戶	平田晴	治兵庫
生野	西崎純	山口	二神戶	松山	松山	一神戶	松山	松山
宇和島	福田忠	那崎玉	松山	松山	松山	松山	松山	松山
奉天	松崎忠	那崎玉	松山	松山	松山	松山	松山	松山
長野	松崎忠	那崎玉	松山	松山	松山	松山	松山	松山

東師附	宮澤重	忠長野	松山	北野	池原理	愛媛
松山	村上平	八郎愛媛	松山	柳原太	郎愛媛	愛媛
福山	矢野孝	晴廣島	松山	松山	松山	松山

○理科第一學年甲類ノ一

四〇人

一神戶	青山勇	治廣島	三疊	安藤博	見香川	西條	池原理	愛媛
松山	石井章	董愛媛	三疊	磯野弘	兵崎	伊丹	市村富	久治石川
福山	岩村貞	光廣島	三疊	上野知	德兵庫	大邱	梶原義	三愛媛
松山	江口貞	廣島	東市二	大前寛	東京	宇和島	串田一	太香川
松山	河盛銳	治大阪	平城一	木村博	東京	高松	篠原良	男愛媛
松山	國安常	雄愛媛	二神戶	佐伯博	愛媛	德島	篠原良	男愛媛
松山	須賀操	平愛媛	松山	○武田波	章愛媛	松山	鷺尾敬	一愛媛
松山	竹内千	司愛媛	今治	友田淑	章愛媛	甲陽	田中康	雄愛媛
松山	玉置拓	夫奈良	沼津	○武田淑	章愛媛	松山	中井康	雄愛媛
松山	中村一	郎愛媛	甲陽	那須通	則東京	松山	野本一	桂愛媛
松山	深谷通	俊愛媛	松山	松川正	信愛媛	光州東	松本秀	雄愛媛
松山	松原英	夫愛媛	松山	松川正	信愛媛	北野	松本秀	雄愛媛
松山	宮脇猪	之介愛媛	松山	松川正	信愛媛	宇和島	山内修	良愛媛
松山	渡邊惠	一栃木	松山	松川正	信愛媛	伊丹	岩本隆	雄愛媛
松山	松山	松山	松山	松山	松山	松山	松山	松山

生徒及卒業生

○理科第一學年乙類

四〇人

三田	岡田辰夫	大洲	岡本途也	京都一	大田秀哉	三重
松山	門田徹	灘	河井稔	伊丹	神吉長一	兵庫
福山誠	黒川千秋	沖繩二	桑江昌文	宮津	佐藤一之	京都
四條	佐伯健作	大洲	白石山	松山◎	白戸紋平	愛媛
三神戶	清家大一郎	松山	關谷健	松山	高橋幸伯	愛媛
天王寺	竹内博	徳島	武田聖徳	松山	田所研寛	愛媛
今治	内藤庄三	北野	永田篤三	北野	中村研二	京都
光洲西	南宮映朝	廣島一	橋本浩	廣島一	濱田文暉	廣島
二岡山	平田慈郎	今治	松田良治	北野	宮内清幸	大版
松山	松本泰男	廣島附	矢島聖使	松山	山田光敏	愛媛
松山	三好太良	松山	和田俊夫	松山	渡邊顯弘	愛媛
松山	山中優	廣島附	和田俊夫	松山	渡邊顯弘	愛媛
松山	渡部弘	廣島附	和田俊夫	松山	渡邊顯弘	愛媛

松山	佐伯好一	米子	提島	一岡山	佐藤	博	岡山
宇佐	篠田管夫	徳島	島部生	四條	下條	信	長野
一岡山	須賀宏文	松山◎	須賀正夫	徳島	鈴江興二	徳島	
市岡	鈴木一三	西條	高橋進	徳島	中馬一郎	兵庫	
高松	寺島吉範	松山	仲田清尚	徳島	名島啓太郎	徳島	
大洲	芳我哲次郎	松山	長谷部節彌	高津	府道喜好	大版	
海南	松本政美	松山	山田金彌	高津	府道喜好	大版	
京都一	横田敏滋	松山	山田金彌	高津	府道喜好	大版	

二、卒業生氏名

(自大正十一年三月 至昭和十六年三月)

通計二千六百八十八人

文科甲類卒業 六九一人
 文科乙類卒業 六六四人
 理科甲類卒業 六七九人
 理科乙類卒業 六五四人

◎第一回 (大正十一年三月)

○文科甲類卒業生

有吉義彌	東京	池田忠康	愛媛	石丸友二	愛媛
鳥賀陽恒	正京	宇都宮(豊田)三郎	愛媛	大西清	愛媛
岡本直人	廣島	小國豊	兵庫	越智圭一	愛媛
鳳早美	宮崎	香西俊久	廣島	加藤雄一	愛媛
熊本武彦	東京	高見直明	朝鮮	島崎晶實	高知
永衛	廣島	西田芳夫	岡山	國野(藤原)富十雄	愛媛
中山虎雄	高知	關島青野(龍平)	愛媛	野崎東夫	愛媛
原瓊城	香川	宮原虎之丞	岡山	野田道義	愛媛
丸井元治	三重	山本隆夫	和歌山	箭野浩三	高知
屋葦次郎	岡山	(死)		吉村恭治	高知

一二一人

三二人

東邦彦	兵庫	石川英雄	愛媛	井上氏男	愛媛
上田一雄	香川	海野欣也	静岡	岡(佐伯)碩平	愛媛
岡井彌三郎	愛媛	奥田英三	京都	川端友徳	愛媛
鴨川廣正	愛媛	工藤(佐々木)良次	徳島	栗山(中村)國定	和歌山
下山四郎	岡山	角信雄	京都	竹村沖	愛媛
田村三四郎	高知	中山次郎	新潟	野口豊茂	愛媛
濱田良一	高知	榑田和泰	愛媛	藤田實進	愛媛
星野通	愛媛	松井(荒木)律二	兵庫	眞鍋善雄	香川
光藤時太郎	愛媛	宮内保雄	愛媛	森明磨	大分
八重達雄	大分	山口立	石川		

○文科乙類卒業生

二九人

○理科甲類卒業生

三四人

相原賢十郎	愛媛	石崎隣之助	愛媛	瓜生六郎	神奈川
大野唯暢	愛媛	大前玉男	島根	大森義文	愛媛
藤智利夫	愛媛	落藤藤吉	廣島	加藤太志	愛媛
藤田茂	愛媛	金光隆一	大阪	川村南海男	高知
喜安貞雄	愛媛	里見一郎	山梨	史允	中支那
清水進一	愛媛	新原武雄	廣島	末松榮	愛媛
田坂益一	愛媛	田邊讓二	山口	富永和郎	愛媛

中矢	藤根	岩根	森田	山本	和周
大分	徳島	徳島	大分	大阪	神奈川
具谷	三井	矢野	山本	山本	
川良	並虎	利道	木道	本道	
吉大	一郎	高知	高知	高知	
二神	村上	山本	山本	山本	
菅智	上義	本幸	本幸	本幸	
五郎	一福	夫夫	夫夫	夫夫	
郎愛	郎愛	大分	大分	大分	

理科乙類卒業生

井手	兒玉	高島	兒見	中山	東文	吉田	山田	山下	山田	吉田
愛媛	香川	香川	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛
大野	日下	立川	富山	野口	三好	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣
博愛	基徳	律三	太郎	津野	保弘	爾廣	爾廣	爾廣	爾廣	爾廣
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
小谷	多田	淡中	鳥中	野木	益田	八木	八木	八木	八木	八木
周周	太朗	益郎	三郎	只勝	學大	兵庫	兵庫	兵庫	兵庫	兵庫
一兵	廣島	愛知	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨

文科甲類卒業生

三五人

井上文 神奈川

文科乙類卒業生

三三人

大崎	河野	小松	莊司	高屋	土屋	永井	萩原	日野	村上	青井	石原	岩田	岡田	岡部	河出	久山	仙波	仲田
大分	徳島	大分	奈良	徳島	徳島	愛媛	岡山	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	香川	岡山	愛媛	愛媛
加藤	北風	佐伯	末次	多木	坪内	中村	橋本	本田	渡部	上田	伊藤	大岡	岡田	寛井	韓田	黒田	那波	
榮愛	武次	伯俊	一愛	萬三	三郎	利夫	亮治	村實	部肆	藤十	三三	洋吉	茂二	清三	朝三	三兵	義興	光正
川口	黒石	清水	千家	伊達	伊田	乃田	乃田	乃田	乃田	天野	岩島	大橋	岡野	加藤	木村	杉原	中村	細田
昇愛	勝高	次夫	廣島	廣島	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	光愛	廣島	廣島	大阪	大阪	東京	東京	東京	東京

法 古田(吉田)清三 東京 (死) 廣直 武夫 香川
山口 節那 和歌山 法 山本 千里 廣島 文博 水沼 洲一 愛媛

○理科甲類卒業業者

四三人

工 相原 方吉 愛媛 理 相原 要之進 愛媛
井上 雷三 德島 理博 內田 洋一 東京
小川 新太郎 愛媛 農博 越智 勇一 愛媛
金崎 顯彦 愛媛 工 金井 重雄 兵庫
木村 一男 廣島 工 桑野 稔 福岡
黒田(浮穴)頼夫 愛媛 工 栗本 周六 和歌山
澤邊 武文 東京 工 清水 定次郎 愛媛
宗 勇行 福岡 工 武田 義明 愛媛
田所 要 愛媛 農 田中 金治 山口
丁 貞吉 支那 理博 友近 吾 愛媛
長嶋 謙 愛媛 工 中村 道雄 愛媛
福田 秀實 鳥根 工 藤田 亮 愛媛
松本 重太郎 愛媛 東農(退) 山口 嵩 愛媛
由比 直一 高知 和 田義 登 愛媛
渡部 昌 愛媛

○理科乙類卒業業者
三五人
工 秋月 光一 和歌山 醫博 石原(下鳥)經德 廣見島
醫 上島 俊雄 大阪

理 岡 現二 郎 愛媛
影 浦 治 愛媛
日下 隆一 徳島
近藤 東一郎 兵庫
澤田 好澄 兵庫
高市 俊雄 愛媛
友田 正信 奈良
中安 周平 静岡
朴 永植 朝鮮
水口 武智三 政 愛媛
山内 秀明 愛媛

◎第三回 (大正十三年三月)

○文科甲類卒業業者
一五二人

法 青井 英夫 和歌山
石川 淑夫 香川
大竹 眞 岐阜
川又 清忠 愛媛
黒瀬 忠夫 愛媛
佐々木 和磨 奈良
田中 一三 廣島

文 天野 高信 徳島
乾野 輝夫 徳島
笠原 旭 岡山
木下 正雄 愛媛
後藤 治基 愛媛
島田 道夫 福岡
玉木 俊夫 兵庫

農 佐野 宮崎 海太郎 兵庫
住田 恒幸 愛媛
田村 昇 東京
中井 善一 大阪
廣田 直憲 兵庫
丸田(岡本)秀三 和歌山
村田 明 兵庫

文 石川 眞澄 愛媛
上島(津國)統一 三重
河合 庄司 奈良
楠本 健三 大阪
崎山 富士太郎 和歌山
高垣 嘉夫 廣島
土屋 利夫 廣島

文 (死) 中谷 隆道 和歌山 經 經
 則光 買二 兵庫 經
 東(福田)及之助 大阪 經
 松尾 進 愛媛 法
 森武比 虎 福井 文
 由比 光彦 高知 法

○文科乙類卒業業者

四二人

法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
 青山美 廣島 經
 浦本庄之助 福岡 經
 小原克己 愛媛 法
 河原俊信 岡山 京法
 齋藤武雄 廣島 法
 齋藤辰雄 廣島 法
 高橋 明 廣島 法
 田所美夫 東京 法
 內藤浩二 愛媛 法
 野間 健三 愛媛 法
 細見 健三 兵庫 法
 松延(紅谷)三郎 愛媛 法
 吉元(三好)真一 愛媛 法

中村 正作 愛媛 文
 林(佐々木)四郎 山口 文
 藤田友次郎 愛媛 法
 宮武秀夫 香川 文
 山内義雄 愛媛 文
 吉松康親 宮崎 法

西山辰男 兵庫 文
 久尾啓一 高知 文
 二神傳三郎 愛媛 文
 村元尙一 山口 文
 山縣正明(誠) 高知 文
 米田正式 愛媛 法

淺岡 一雄 滋賀 法
 岡部 隆吉 香川 法
 景山 誠一 廣島 法
 小西健次郎 廣島 法
 坂野常禮 岡山 法
 下山常夫 兵庫 法
 武田榮吉 東京 法
 豊島 蕭 香川 法
 西村(中矢)真三 愛媛 法
 濱田 健男 大坂 法
 堀田種次郎 大坂 法
 水越 理人 愛媛 法
 村上隆二 愛媛 法

池田 威 愛媛 法
 岡本重彦 高知 法
 加藤 謙二 愛媛 法
 佐伯延次郎 愛媛 法
 柴田高義 愛媛 法
 鈴木 厚 愛媛 法
 伊達宗彰 愛媛 法
 豊島 蕭 香川 法
 野添 慎 兵庫 法
 船木喜一郎 大坂 法
 松岡 知道 山口 法
 三好 慶嗣 愛媛 法
 村上安市 愛媛 法

經 森柄宗一 愛媛 法
 ○理科甲類卒業業者 法
 淺井 宇一 大坂 工
 猪熊 泰三 神奈川 (死) 工
 上浦 喬 熊本 工
 桑田 仁 兵庫 工
 兒玉 幸夫 宮崎 工
 佐々木 大策 愛媛 (死) 工
 中村(山本)健七郎 山口 法
 松井 退藏 愛媛 醫
 松浦 忍 兵庫 醫
 藥師 榮七 愛媛 醫
 山田 實之助 愛媛 醫

○理科乙類卒業業者

三三人

醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫 醫
 上原小太郎 山梨 醫
 越智 幸雄 愛媛 醫
 河上利勝 愛媛 醫
 夏邦 奇 支那 醫
 坂本 太郎 高知 醫
 坂山 貞利 愛媛 醫
 森柄宗一 愛媛 醫
 淺井 宇一 大坂 工
 猪熊 泰三 神奈川 (死) 工
 上浦 喬 熊本 工
 桑田 仁 兵庫 工
 兒玉 幸夫 宮崎 工
 佐々木 大策 愛媛 (死) 工
 中村(山本)健七郎 山口 法
 松井 退藏 愛媛 醫
 松浦 忍 兵庫 醫
 藥師 榮七 愛媛 醫
 山田 實之助 愛媛 醫

三人

三人

横山 滋 廣島 法
 三 三人 法
 横山 滋 廣島 法
 三 三人 法

伊知地壯一 東京 工
 越智通喜男 愛媛 工
 榑木 秀樹 兵庫 工
 上 耶 清 神奈川 工
 近藤 信興 愛媛 法
 得能 照任 愛媛 法
 增野 正孝 愛媛 法
 松浦 四郎 愛媛 法
 村上 和祥 愛媛 法
 山門 武三 愛媛 法
 渡部 一 愛媛 法

太田 稔 和歌山 醫
 藤井 克巳 愛媛 醫
 河野 源清 高知 醫
 酒井 源清 高知 醫
 高松 節治 高知 醫
 富田(關家)正備 愛媛 醫

醫 永井 十九太郎 愛媛
 醫 南家 令四郎 鳥取
 工 橋本 (山本) 純 高知
 工 廣田 元太郎 愛媛
 醫 藤本 蕭喜 愛媛
 醫 正岡 旭 廣島
 醫 三枝 山本 達夫 愛媛
 醫 中村 覺部 (正之) 福井
 醫 西岡 武徳 徳島
 工 早川 美智雄 香川
 工 藤田 喜壽 高知
 工 船橋 高信 愛媛
 工 増田 修三 兵庫
 工 山本 久富 三重
 工 名須川 渡 岩手
 醫 延谷 不二雄 大分
 文 原田 博明 大阪
 醫 藤野 源三 愛媛
 工 星加 雅男 愛媛
 醫 三谷 萬一郎 和歌山

◎文科甲類卒業生

一三五人

文 家久 甫 愛媛
 文 遠藤 源太郎 宮城
 文 菅 太郎 愛媛
 文 小島 政俊 兵庫
 文 須之内 徳晴 愛媛
 文 瀧本 良介 三重
 文 中村 清一郎 愛媛
 文 野村 於菟 愛媛
 文 平木 由之 京都
 文 藤井 弘 愛媛
 文 森本 幸造 兵庫
 文 石川 直治 兵庫
 文 太田 輝光 愛媛
 文 窪田 龍一 愛媛
 文 佐藤 龍 北海道
 文 高島 (石本) 權一 高知
 文 田中 成彦 岐阜
 文 永山 光生 愛媛
 文 白樂 英 朝鮮
 文 平手 光雄 大分
 文 藤直 幹 徳島
 文 守谷 美苗 愛媛
 文 岩本 亮一郎 神奈川
 文 岡本 (山内) 千万太郎 愛媛
 文 長崎 (幸治) 烈男 三重
 文 島崎 乾太郎 愛媛
 文 高田 辰雄 山口
 文 玉井 恒榮 愛媛
 文 新田 義人 山口
 文 原田 四郎 愛媛
 文 福井 桂一 兵庫
 文 宮内 彌 愛媛
 文 八十嶋 (渡部) 滿晴 愛媛

◎文科乙類卒業生

三六人

文 赤木 美善 岡山
 文 石橋 達一郎 愛媛
 文 岡田 正次 和歌山
 文 尾形 正夫 愛媛
 文 木村 秀夫 愛媛
 文 清水 省三 愛媛
 文 田宮 豊治 兵庫
 文 塚原 (井手) 滿忠 愛媛
 文 二神 三郎 愛媛
 文 棚内 進 愛媛
 文 村上 長義 愛媛
 文 行元 自忍 (徹) 愛媛
 文 阿部 菊一 愛媛
 文 今村 勤一 奈良
 文 岡宮 自猛 愛媛
 文 越智 通一 愛媛
 文 金永 吉 朝鮮
 文 清水 藤弘 愛媛
 文 高本 謙一 愛媛
 文 徳永 友衛 愛媛
 文 二神 輝一 愛媛
 文 眞室 亞夫 香川
 文 村田 一壽 兵庫
 文 米村 一郎 兵庫
 文 青野 (金子) 久親 愛媛
 文 岡田 貫一 香川
 文 大内 (野口) 優徳 愛媛
 文 河村 (猪野) 俊世 高知
 文 兒玉 金吾 高知
 文 田岡 正明 高知
 文 武智 義 愛媛
 文 西本 義男 高知
 文 星加 宗一 愛媛
 文 水谷 卯吉 廣島
 文 八尋 悟郎 福岡
 文 渡部 七郎 愛媛

◎理科甲類卒業生

三三人

理 秋田 健次 京都
 農 戒能 英四郎 愛媛
 工 菅野 源一郎 愛媛
 工 金裕 鴻 朝鮮
 醫 小室 靜司 徳島
 醫 齋藤 清 愛媛
 農 上原 (小林) 秀雄 香川
 農 門田 (明智) 重一 愛媛
 工 桐本 楠雅 大阪
 農 栗谷 嘉一 大阪
 農 菰田 太郎 愛媛
 工 澤史 徳島
 理 織田 三郎 愛媛
 農 河内 日出雄 愛媛
 農 金聖 浩 朝鮮
 農 小林 正熊 愛媛
 農 菅野 源三 愛媛
 農 武智 幸文 愛媛

農 鄭文基 朝鮮
工 南波辰夫 大阪
工 水口俊明 東京
理 山崎喜重郎 愛媛
九法文 楊 麗 楊支那 法文 東工
富山興太郎 愛媛
岡原清康 福岡
村上吉作 愛媛
山田炬男 東京
劉 巖 支那

○理科乙類卒業業者

三三人

理 天草 卯 愛媛
(死) 井手正英 愛媛
大野慶文 京都
辛島泉鶴 大分
工 佐藤慶次 三重
醫 清水五郎 愛媛
醫 田岡純次郎 高知
醫 辻 嘉門 奈良
醫 本多(渡部)修 愛媛
醫 村上松壽 愛媛
醫 山内俊雄 愛媛
伊藤祐榮 廣島
江藤中谷太郎 廣島
河東 洗 愛媛
黑田 理 愛媛
潮見英次郎 愛媛
立石專三 愛媛
野濤貞史 香川
松山英太郎 大阪
矢野(鐘田)實 岡山
橋田(松岡)義正 高知

○文科甲類卒業業者

四三人

文 青野伊豫兒 愛媛
法 秋山文武 廣島
法 伊藤勝三 大阪

◎第五回 (大正十五年三月)

文 出原忠夫 岡山
文 浦上清一 愛媛
文 大本謙一 愛媛
文 小野 忍 廣島
(死) 鐘田(合田)謙吾 香川
經 木下俊平 愛媛
經 清水正男 岐阜
法 末松 巖 愛媛
文 津田春二郎 愛媛
法 中野一郎 兵庫
法 林 平 松 臺灣
文 藤 守 勇 廣島
文 眞 守 實 熊本
文 村上 照 雄 愛媛
稻勝英夫 靜岡
大垣三郎 石川
岡野榮三 廣島
柏野辰正 愛媛
神尾庄治 愛媛
金 斗 憲 朝鮮
庄司一 郎 茨城
高田良 山 口
東文 高田 巖 支那
法 二宮 一 郎 愛媛
法 原 俊 彦 岡山
文 益 田 慎 熊 本
文 丸 岡 秀 香 川
伊 沅 善 朝鮮
大 西 確 郎 愛 媛
越 智 彰 愛 媛
門 田 嘉 彰 愛 媛
北 岡 嘉 保 奈良
公 莊 聰 愛 媛
白 石 健 次 郎 愛 媛
辻 田 力 愛 媛
時 永 一 男 廣 島
法 野 村 一 馬 愛 媛
法 廣 瀨 定 一 香 川
文 松 本 鶴 造 愛 媛
文 三 原 信 一 和 歌 山
青 木 茂 雄 愛 媛
稱 垣(湯次)了 俊 滋 賀
太 田 金 次 郎 愛 媛
橋 田 哲 治 廣 島
熊 本 吉 郎 愛 媛
清 野 道 明 愛 媛
今 泉 照 彦 佐 賀
岡 本 蕭 大 分
河 野 到 大 分
久 山 卓 二 岡 山
瀨 野 道 明 愛 媛
三 八 人
阿 部 達 男 愛 媛
內 田 俊 夫 大 分
沖 義 三 愛 媛
金 義 三 朝 鮮
小 林 眞 大 郎 東 京

○文科乙類卒業業者

三三人

醫學博士 池内眞澄 愛媛	醫學博士 上田治 大阪	醫學博士 梶山盛夫 廣島	醫學博士 重松忍 愛媛	醫學博士 武智哲夫 愛媛	醫學博士 寺島富彦 京都	醫學博士 長瀬重雄 愛媛	醫學博士 長谷川嘉信 廣島	醫學博士 前田喜八郎 和歌山	醫學博士 宮川浩平 新潟	醫學博士 森田眞一 大分	醫學博士 三宅(森)哲三 愛媛	醫學博士 三好義夫 愛媛	醫學博士 增本鷹生 愛媛	醫學博士 宮士川次郎 廣島	醫學博士 西依九五 佐賀	醫學博士 内藤九五 新潟	醫學博士 橋(竹政)英基 愛媛	醫學博士 高橋一松 愛媛	醫學博士 川本福吾 廣島	醫學博士 大谷佐平 德島	醫學博士 一藤敏男 兵庫	醫學博士 猪野俊平 愛媛	醫學博士 大月理 福井	醫學博士 水間滿棠 千葉	醫學博士 高橋亮平 愛媛	醫學博士 堀井(赤木)武士 廣島	醫學博士 中尾一男 愛媛	醫學博士 二宮(尾崎)茂彌 愛媛	醫學博士 藤卷茂夫 新潟	醫學博士 濱口(成田)禮之助 愛媛	醫學博士 村橋俊介 京都	醫學博士 山本英雄 愛媛
--------------	-------------	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	---------------	----------------	--------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	------------------	--------------	------------------	--------------	-------------------	--------------	--------------

◎第七回 (昭和三年三月)

一五三人

○文科甲類卒業生

四〇人

經法 赤川(西村)公一(清)兵庫	法 石川孝一 香川	文(死) 馬野健一 山口	文 小川木郎 愛媛	法 河村威夫 廣島	經 田中(福田)幸雄 山口	經 趙正斗 朝鮮	經 赤松忠兵衛 愛媛	法 伊藤完三郎 愛媛	法 大隈滲 大分	文 越智實 福岡	文 金丸二郎 廣島	法 田中直吉 兵庫	法 津守信太郎 愛媛	文 有田二郎 大分	法 尹相求 朝鮮	文 大野盛直 愛媛	文 小野攝瀨(攝) 大分	文 近藤良敏 愛媛	文 玉井幸三九 愛媛	法 寺川敏明 愛媛
------------------	-----------	--------------	-----------	-----------	---------------	----------	------------	------------	----------	----------	-----------	-----------	------------	-----------	----------	-----------	--------------	-----------	------------	-----------

法 寺田(廣瀬)正男 香川	法 中村信一 鳥取	文 日野開三郎 愛媛	法 藤本(北川)彰 愛媛	法 宮本顯治 山口	法 芳野要 愛媛	文 和田陽平 神奈川	文 外村耕一 愛媛	法 中山逸美 愛媛	法 平野昇 愛媛	法 松浦(上春)喜儀 香川	法 宮脇英治郎 香川	法 若林竹雄 兵庫	法 長尾(小田)滋 愛媛	法 林徹朗 香川	法 藤井祥道(源八郎) 大分	法 增倉(平野)五郎 大分	法 森實良親 愛媛	法 和田弘 愛媛
---------------	-----------	------------	--------------	-----------	----------	------------	-----------	-----------	----------	---------------	------------	-----------	--------------	----------	----------------	---------------	-----------	----------

○文科乙類卒業生

三九人

經 足立米輔 大阪	經 宇佐美稔伸(藤壽) 大阪	經 奥野幸治 大阪	經 金谷祐一 大阪	法 小林時二 山口	文 志田原忠雄 廣島	法 鈴木幸康 愛媛	法 田島健 京都	法 永田勳 京都	文 西村稔 京都	文 松田安一 愛媛	文 宮崎要 愛媛	文 市村春雄 香川	文 内田吟風 東京	文 小倉政博 東京	法 桂統淳 朝鮮	法 坂本眞一 兵庫	法 白銀一 兵庫	法 高岡英夫 北海道	法 富永(山本)幸二郎 愛媛	法 夏井正男 愛媛	法 深澤忠 岩手	法 松山茂二郎 大阪	法 安河内隆 福岡	文 稻葉秀三 京都	文 小川彰 岡山	文 景山篤 岡山	文 吳景篤 臺灣	文 重田數雄 大阪	文 藤原重光 愛媛	文 武智雅一 愛媛	文 東山松男 愛媛	文 中矢信男 愛媛	法 福田保 愛媛	法 前谷重夫 愛媛	法 吉村辰夫 福井
-----------	----------------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	----------	----------	----------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------	----------	------------	----------------	-----------	----------	------------	-----------	-----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------	-----------

理科甲類卒業生

李敏	求朝	文	渡部	敏雄	愛媛	(死)	渡部	義雄	愛媛
淺田	光男	愛媛	伊賀	上五郎	愛媛	農	池田	豐高	愛媛
瀧川	宏	愛媛	石川	正人	愛媛	工	井手	信	愛媛
宇井	一郎	和歌山	大政	重德	愛媛	工	大石	信之	鳥取
大石	博愛	廣島	尾崎	弘二	京都	工	太田	信之	鳥取
大野	安	愛媛	堀川	久夫	愛媛	工	河口	方	愛媛
河村	謙一	岐阜	川又	中一	香川	農	東澤	慶	香川
佐藤	芳雄	岡山	中條	實	香川	醫	寺島	和周	香川
高嶋	一郎	廣島	中浦	春	愛媛	(死)	中川	(大四) 兼二	愛媛
友近	勝利	愛媛	橋本	千春	愛媛	農	福田	秀雄	德島
中山	(西原) 孝康	福岡	日淺	静逸	愛媛	理	別府	聖	愛媛
藤村	隆	京都	松木	正孝	愛媛	工	山路	芳男	愛媛
松野	四郎	愛媛	吉浦	一雄	廣島	工	李升	基	朝鮮
行岡	朗三	三重	安東	喜四夫	岡山	醫	石川	利直	廣島
渡部	久	愛媛	井上	元一	廣島	醫	枝廣	準三	岡山
(死)	東理	農	奧野	俊三	大阪	醫	金井	英藏	兵庫

理科乙類卒業生

河野	通郷	香川	加宮	元政	香川	理	金鐘	遠	朝鮮
黒田	秀雄	徳島	高岡	道夫	北海道	醫	清水	政男	愛媛
白井	規矩	大阪	中村	敏夫	愛媛	農	都留	完	大分
杉木	克人	鳥根	平田	敏夫	愛媛	醫	藤原	太郎	徳島
日野	通美	愛媛	朴田	泳	朝鮮	醫	松野	至	廣島
二神	義清	愛媛	水野	耕太	岐阜	醫	村井	晉	京都
松原	恒三	香川	村田	一常	愛媛	醫	森田	豊	香川
村上	治朗	愛媛	守谷	益男	岡山	理			

文科甲類卒業生

飯田	蒸五郎	愛媛	尹行	重朝	朝鮮	法	潮見	英俊	山口
大林	正夫	廣島	岡本	正徳	愛媛	法	金時	潤	朝鮮
窪谷	直光	山口	兒玉	正計	大分	法	五味	(大福) 夫	大阪
坂本	清壽	愛媛	白石	正計	愛媛	法	末國	雅人	廣島
末光	馨	愛媛	須賀	茂雄	愛媛	法	菅	(野田) 舜	岡山
武田	元	愛媛	田坂	輝敬	愛媛	法	倭	祐	鳥根
友澤	三千秋	愛媛	長繩	忠	岐阜	法	西垣	清一郎	大阪
野口	量平	愛媛	拜志	晋	愛媛	法	長谷川	(加藤) 吉三郎	廣島
島中	雪夫	岡山	林貞	三	大阪	法	美藤	(平原) 清文	愛媛

第八回卒業生 (昭和四年)

文 平田 陽一 郎 愛媛
 文 堀内 修 愛媛
 法 望月 進 廣島
 法 渡部 森貞 美知雄 愛媛

○文科乙類卒業業者

三九人

經 (死) 有馬 小兵衛 廣島
 經 (死) 石川 達一 愛媛
 文 石村 東吾 愛媛
 文 龜井 邦一 愛媛
 文 熊野 俊雄 愛媛
 經 古茂田 一義 愛媛
 經 白石 朝則 愛媛
 經 須田 昇 栃木
 經 高岡 周夫 北海道
 法 土岐 健 愛媛
 法 野中 保夫 愛媛
 法 船越 弘 廣島
 法 盛 (新居) 秀雄 徳島
 工 麻田 知徳 愛媛

經 (死) 井川 重秋 愛媛
 經 (死) 石田 太兵衛 (太米) 兵庫
 法 大島 居季彦 滋賀
 法 木原 輝夫 廣島
 法 黒田 殿 兵庫
 法 重信 英雄 愛媛
 法 杉野 精一 郎 愛媛
 法 清光身 (米八郎) 静岡
 法 橋 謙之助 愛媛
 法 利根 澤貞雄 埼玉
 法 東 正晴 三重
 法 町野 親 廣島
 法 八木 龜太郎 愛媛

農 阿部 重延 愛媛

三四人

法 石井 英一 香川
 法 井上 敏明 廣島
 法 門田 省三 愛媛
 法 窪田 平八郎 愛媛
 法 小谷 留夫 和歌山
 法 鹽入 進 愛媛
 法 杉野 健男 千葉
 法 關谷 智郎 新潟
 法 玉本 善三郎 愛媛
 法 二宮 威徳 愛媛
 法 日野 正則 和歌山
 法 松山 凌三郎 大阪
 法 山内 雲平 愛媛

農 安部 文夫 秋田

○理科甲類卒業業者

三四人

工 伊藤 努 愛媛
 工 五百木 順三 愛媛
 工 大内 秋二 廣島
 工 片岡 剛 愛媛
 工 佐竹 義美 東京
 農 杉山 新一 香川
 農 富山 幸謙 京都
 工 中路 幸謙 京都
 工 (死) 本田 矩一 大阪
 工 八塚 義晴 愛媛
 工 渡部 純一 愛媛

農 岩崎 明 愛媛
 農 嶋 淨敏 三 千葉
 農 小野 北男 熊本
 農 金澤 (矢野) 千春 愛媛
 農 重川 涉 愛媛
 農 葛目 (高松) 茂昌 高知
 農 富川 直正 兵庫
 農 平井 忠夫 和歌山
 農 村上 太郎 愛媛
 農 矢野 進三 三重

農 岩崎 豐一 愛媛
 農 江山 好美 山口
 農 太田 敏樹 愛媛
 農 兼藤 健介 愛媛
 農 潮見 公安 愛媛
 農 田中正 雄 愛媛
 農 友兼 泰一 愛媛
 農 藤井 啓一 廣島
 農 藤井 啓一 廣島
 農 八島 青平 愛媛
 農 山岡 青平 愛媛

○理科乙類卒業業者

三一人

醫 有馬 良夫 兵庫
 醫 小川 清一 大阪
 醫 齋藤 (和氣) 清文 廣島
 醫 清水 祿吉 愛媛
 醫 辰野 信三 長野
 醫 土肥 忠右衛門 大阪
 醫 原 英道 佐賀
 醫 松村 莊 愛媛

理 飯高 元雄 奈良
 理 加藤 源治 東京
 理 齋藤 七三男 福岡
 理 城原 謙一 廣島
 理 田中 忠良 愛媛
 理 豊田 中成 愛媛
 理 福家 才助 徳島
 理 宮川 通之 愛媛

醫 伊藤 良二 廣島
 醫 佐伯 寛四郎 愛媛
 醫 酒井 政一 愛媛
 醫 須川 勝造 大分
 醫 淡中 忠郎 高知
 醫 永井 啓爾 愛媛
 醫 前田 紀興 大分
 醫 三宅 貞夫 愛媛

醫學 三好爲一 香川
醫學 本原貢一 愛媛
醫學 若原(出井)勝也 熊本

村上 修 愛媛
矢野 四郎 京都
吉崎 千秋 廣島

元木 貢一 大阪
伊藤(酒井)金次郎 東京

◎第九回 (昭和五年三月)

○文科甲類卒業業者

一四三人

文	伊賀上 謙 愛媛	法	猪熊謙吾 神奈川	(死)	伊藤(酒井)金次郎 東京
法	宇都宮照二 東京	文	小川(横野)佐太郎 愛媛	九法文	越智國郷 愛媛
京文	上月龍三 兵庫	法	柏正男 宮城	法	桐田實 愛媛
法	金相潤 朝鮮	法	志田昌哉 佐賀	法	兒玉恒雄 愛媛
法	佐伯信隆 香川	法	竹内修 富山	(死)	鈴木元一 福島
(死)	武井凱之助 愛媛	法	露口達 愛媛	文	田邊晃 愛媛
法	近廣秀人 廣島	法	内藤龍三 兵庫	法	寺畑春雄 東京
法	富室三郎 和歌山	法	西松岩一 愛媛	法	中島敏夫 岡山
法	中田政太郎 兵庫	法	廣中益二郎 山口	法	阪東壯八郎 兵庫
法	廣瀬藤介 愛媛	法	松島純治 廣島	文、法	布施(吉田)博 愛媛
法	北郷爲雄 鹿兒島	法	水越鶴雄 廣島	法	宮内安綱 富山
法	三浦武揚 大分	(死)	森田勸 愛媛	法	宮本盛三 廣島
商	森一生 愛媛	法	李恒雨 朝鮮	法	渡部順平 愛媛
(死)	吉田成 愛媛	法		法	

○文科乙類卒業業者

三一人

經	岩崎佐七 愛媛	法	大内久 衛兵庫	法	大谷章 愛媛
經	大原信行 東京	法	大森高壽 愛媛	法	神龍大分
法	川村虎夫 岩手	法、文	龜田雅也(彬) 廣島	法	北澤丈夫 東京
法	久留島理香川	法	佐伯龍一 廣島	法	茂川眞澄 愛媛
法	豐崎治男 愛媛	法	住井保太郎 大阪	法	高田久三郎 大阪
法	武智文男 愛媛	法	筒井池高知	法	中西(太田)修 香川
法	中谷了 大阪	法	野村見愛媛	法	平田(牧野)仁 香川
(死)	白鷗 朝鮮	法	藤野彪 愛媛	法	松崎宗光 愛媛
法	杉本貞一郎 愛媛	法	光藤介通 大阪	法	南景樹 東京
文	森松茂 愛媛	法	柳澤(栗原)保雄 群馬	法	渡部專二 愛媛
文	渡部義晴 愛媛	法		法	

○理科甲類卒業業者

三二人

工	相原一郎 愛媛	工	赤星光 愛媛	工	秋元信次 廣島
工	秋本徹 廣島	工	淺井滿長 愛媛	工	阿部要 愛媛
農	泉一 愛媛	(死)	海老原英武 東京	工	金圭 供朝鮮
農	齊藤忠兵衛 兵庫	工	佐々木英雄 鳥取	工	仙波勉 岐阜
工	大龜實 愛媛	工	高橋修一 愛媛	農	竹山和雄 静岡
工	玉井正影 愛媛	工	長橋隆一 愛媛	農	長井英爾 愛媛
工	中尾設 福岡	工	長野隆 愛媛	農	野下英爾 愛媛
工	野村英一 東京	工	樋口操之助 大阪	農	福田憲六 徳島

文	松本善海	愛媛	文	松尾一徳	香川	法	美濃郡喜一大阪
法	三宅太郎	岡山	文	向井春雄	愛媛	法	森郷治
文	山口國治	愛媛	法	吉田要	愛媛	法	
○理科甲類卒業業者							
農	天野彰	愛媛	農	池内清水	愛媛	農	今井(得能)利温
農	宇都宮恒雄	愛媛	農	小倉祐三	愛媛	農	大關正
農	岡部三喜雄	愛媛	農	越智功	愛媛	農	加藤善忠
農	川本健二	愛媛	農	神谷貞吉	愛媛	農	北島東三
農	佐々木秋豊	愛媛	農	高村健二	愛媛	農	正司清介
農	白石競	愛媛	農	洲之内源一郎	愛媛	農	曾根高恒
農	高橋輝彦	愛媛	農	高橋伸太郎	愛媛	農	武田晋一
農	所(立川)安夫	廣島	農	岡野瑞郎	兵庫	農	中野弘
農	中川兼一	香川	農	仲田包忠	愛媛	農	原田勇夫
農	西川善隆	香川	農	林利一	千葉	農	益田功
農	平井重三	京都	農	益澤(阿部)博	愛媛	農	三留教義
農	松本雄三郎	愛媛	農	三木恒隆	愛媛	農	村上準一
農	宮川要次郎	愛媛	農	向井幸治郎	大阪	農	波部謙
農	森重一夫	愛媛	農	和田定次郎	愛媛	農	荒川忠良
○理科乙類卒業業者							
醫	足利直真	廣島	醫	安達鶴一郎	愛媛	醫	

農	有島敏郎	香川	農	井上(登崎)乙若	徳島	農	伊藤恒夫
農	今井(久保田)幸介	愛媛	農	加地(徳永)日三	福岡	農	喜多川武敏
農	倉田乾一	福岡	農	齋藤	兵庫	農	鷲岡(中河)快夫
農	正垣東	兵庫	農	高石頼三郎	愛媛	農	竹内健三
農	岡野實郎	兵庫	農	中條紀三	香川	農	土屋六衛
農	堤嘉之	愛媛	農	東條周平	千葉	農	長崎秀雄
農	橋本芳三	大阪	農	林宣正	香川	農	東部夫
農	飛田達哉	愛媛	農	松木軍太	愛媛	農	松岡健雄
農	丸岡榮一	香川	農	森川之芳	香川	農	藥師寺直美
農	山崎(高木)實	愛媛	農	山根英夫	鳥取	農	山之内茂夫
農	吉村久雄	愛媛	農			農	
○文科甲類卒業業者							
文	安藤正瑛	香川	文	井口圓四郎	愛媛	文	市村啓一
文	浦上恒右衛門	岡山	文	江口泰助	東京	文	大西樂三
文	大野行雄	愛媛	文	岡田尹	香川	文	小川哲郎
文	成能甲太	愛媛	文	加藤進	愛媛	文	茅田彰兄
文	騎馬英雄	兵庫	文	金大壁	朝鮮	文	小崎喜太郎
文	高野日出男	富山	文	田中順二	京都	文	小崎喜太郎
文	玉貫公實	愛媛	文	長瀬徹	大分	文	西本成吾
◎第十一回 (昭和七年三月)							
一三六人							
三八人							

池淵 實鳥取	岩崎 正愛媛	岡田 一愛媛	河合 俊愛媛	神山 久愛媛	白石 貞愛媛	土居 文高知	堀内 彦兵車	水尾 安愛媛	渡邊 文雄愛媛	青島 盛愛媛	伊藤 四郎三重	岩崎 堅三香川	菅田 幸二愛媛	小野 俊男大取	田窪 清之亮愛媛	中村 康治愛媛	原田 (松本) 廣島	藤本 正記愛媛
井上 英夫大取	大賀 弘毅大取	尾崎 都司也愛媛	河東 正二愛媛	沙見 清正愛媛	須賀 榮二愛媛	須賀 榮二愛媛	須賀 榮二愛媛	須賀 榮二愛媛	須賀 榮二愛媛	青野 哲也愛媛	伊藤 正雄愛媛	上田 不二夫愛媛	久山 城鳥取	久山 城鳥取	中瀬 忠俊愛媛	野村 太郎愛媛	林 (大村) 博之愛媛	船富 光大取
今津 忠幸愛媛	大村 繁三愛媛	鳳地 豊愛媛	金成 桓朝鮮	信田 景高知	鎌本 多門愛媛	古川 林三愛媛	松原 三郎愛媛	山下 敬三香川	吉村 英喜大取	石井 俊一千葉	宇坂 (坪井) 直彦香川	加藤 哲彦香川	河野 實香川	酒井 知行香川	中田 盛良兵庫	林 正一愛媛	平井 正一愛媛	橋田 貞温愛媛

○理科乙類卒業業者

三一人

廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重
廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重
廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重	廣島 三重

○文科乙類卒業業者

三六人

○理科甲類卒業業者

三一一人

農 醫 國山 檜雄 鳥取 (死) 山根 幸夫 岡山 米澤 篤忠 奈良

◎第十二回 (昭和八年三月) 文科甲類卒業業者 一四一人

井上 保愛媛	大野 尚愛媛	今井 義一愛媛	大野 由之香川	宇都宮 周策愛媛	成田 亘愛媛
廣田 敏夫愛媛	矢野 正明愛媛	吉住 敬次郎大分	浦島 深己鳥取	山田 廣親愛媛	山田 廣親愛媛
長島 康愛媛	船橋 鋼三郎香川	矢原 達二郎愛媛	森田 廣親愛媛	長尾 哲藏兵庫	長尾 哲藏兵庫
關根 勇愛媛	仲田 中享大阪	船橋 鋼三郎香川	津山 善市香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛
白石 定義愛媛	田村 正高知	船橋 鋼三郎香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛
近藤 元正愛媛	信田 正石川	船橋 鋼三郎香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛
門屋 勸愛媛	西村 平治石川	船橋 鋼三郎香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛
大西 美中香川	桑村 二一愛媛	船橋 鋼三郎香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛
遠藤 福雄德島	大矢 安義香川	船橋 鋼三郎香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛
一色 正道愛媛	伊藤 正一東京	船橋 鋼三郎香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛
安部 肇愛媛	栗井 康也岡山	船橋 鋼三郎香川	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛	鈴木 節雄愛媛

◎文科乙類卒業業者 三四一人

小川 浩大阪	篠塚 元一郎愛媛	近藤 健愛媛	佐伯 拓一愛媛
宮田 吉郎愛媛	仲田 包武愛媛	瀨戸 丸保一愛媛	德增 覺次郎東京
長山 松比古愛媛	奈田 喜一郎愛媛	廣野 囁兒岡山	中村 運明愛媛
平野 喜十郎愛媛	廣野 囁兒岡山	廣橋 泰三愛媛	廣橋 泰三愛媛
藤原 道一愛媛	星加 照夫愛媛	松井 泰三愛媛	松井 泰三愛媛
松友 孟愛媛	森山 正元岐阜	宮內 正通鳥取	宮內 正通鳥取
森田 新一愛媛	森山 正元岐阜	山崎 雄三岡山	山崎 雄三岡山
渡邊 四郎愛媛	森山 正元岐阜	山崎 雄三岡山	山崎 雄三岡山

◎理科甲類卒業業者 三九一人

相原 正愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	秋宮 一人山口
安藤 正愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛
小椋 正愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛
河口 三郎愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛
黑野 忠愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛
齋藤 惠愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛
末松 弘愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛
關根 和愛媛	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛
中村 勇山口	相原 (友岡) 滿美愛媛	植岡 静雄愛媛

(死) 林久義 鳥取 醫
 前田(吉田)信良 長崎 醫
 松尾利茂 福岡 醫
 森田茂介 兵庫 醫
 吉田 忠良 香川 工
 宮内 良香 川 工
 原田 重則 愛媛 工
 正岡 鹿一 愛媛 工
 宮内 忠良 香川 工
 吉田 鐵雄 兵庫 工
 堀内 博 愛媛 工
 松尾 節司 廣島 工
 村上 剛次 郎 愛媛 工
 横田 正雄 愛媛 工

○理科乙類卒業業者

三二人

池田 芳夫 廣島 醫
 奥島 慶人 愛媛 醫
 桑原 慶人 愛媛 醫
 鈴木 術香 愛媛 醫
 千葉 卓夫 宮崎 醫
 戸根 一齋 高知 醫
 馬場(栗田)茂 愛媛 醫
 古市(安藤)正典 香川 醫
 松井 隆夫 京都 醫
 三野 同治 愛媛 醫
 吉岡 越治 和歌山 理
 浮田 堅太郎 香川 醫
 加藤 恒夫 愛媛 醫
 西藤 滋和 滋賀 醫
 鈴木 滿壽己 愛媛 醫
 都築 順 愛媛 醫
 中島 直樹 廣島 醫
 藤田 渡邊和夫 香川 醫
 横塚 隆 愛媛 醫
 松木 泰久 愛媛 醫
 村上 伍朗 愛媛 醫
 渡部 勝 愛媛 醫
 山本 好明 東京 醫
 岡月 文雄 鳥取 醫
 岡坂 三郎 岡山 醫
 藤原 義文 廣島 醫
 野間 全治 廣島 醫
 天滿 和人 鳥取 醫
 高橋 篤郎 廣島 醫
 新見 忠 愛媛 醫
 木村 賢三 愛媛 醫
 浦岡 義道 愛媛 醫
 木村 賢三 愛媛 醫

○文科甲類卒業業者

三八人

赤松 則夫 愛媛 法
 伊賀 幸 愛媛 法
 池川 良正 愛媛 法

◎第十三回 (昭和九年三月)

一五一人

石丸 純忠 愛媛 法
 奥山 磐三 重 法
 門田 新治 德島 法
 川端 六郎 和歌山 法
 金小 仁朝 鮮 法
 小島 和男 愛媛 法
 清水 精二 愛媛 法
 多田 英慶 京都 法
 永淵 無人 佐賀 法
 松野 史朝 愛媛 法
 堀野 正衛 山口 法
 横山 襄福 岡 法
 稻井 茂昌 愛媛 法
 加來 正巳 大阪 法
 門多 正 大分 法
 龜田 文夫 福岡 法
 栗田 文夫 愛媛 法
 小西 彌千 愛媛 法
 進藤 鶴之助 愛媛 法
 田中 藤一 愛媛 法
 濱田 芳信 大阪 法
 松本 新八 郎 愛媛 法
 宮内 健正 愛媛 法
 渡邊 勤三 重 法
 奥西 弘 大阪 文
 片山 治輔 岡山 文
 川口 健二 愛媛 文
 岸野(平野)安人 香川 文
 栗原 正 愛媛 文
 重松 剛 愛媛 文
 高橋 享 愛媛 文
 得能 丘 愛媛 文
 藤本 輝一 愛媛 文
 松本 輝一 愛媛 文
 守部 直次 福岡 文

○文科乙類卒業業者

三八人

相田 肇 愛媛 法
 麻野 隆平 兵庫 法
 井上 正孝 愛媛 法
 越智 通武 愛媛 法
 押本 正二 京都 法
 川本 秀雄 愛媛 法
 熊本 秀雄 愛媛 法
 赤嶺 正夫 大分 法
 安藤 光一 香川 法
 馬越 憲一 愛媛 法
 大森 忠壽 愛媛 法
 片山 正 德島 法
 菅山 正 德島 法
 栗田 恒三 郎 愛媛 法
 秋山 好久 德島 法
 今里 孝章 香川 法
 越智 一嘉 愛媛 法
 小野 勝喜 大分 法
 川地 文太郎 廣島 法
 吉良 與一 郎 大分 法
 白石 修 愛媛 法

文 鈴鹿 隆芳 京都 法 清家 芳樹 京都 東法 高木 一郎 廣島
 文 橋本 虎雄 愛媛 法 泰克 己廣島 法 北郷 道雄 南兒島
 法 前田 好正 大阪 法 別府 幸男 岡山 法 宮永 中 大分
 法 宮脇 正虎 愛媛 法 村上 牧男 愛媛 經 八十島 太郎 福井
 (死) 山崎 泰樹 東京 法 渡邊 武德 香川

○理科甲類卒業業者

三五人

工 相原 邦明 愛媛 醫 青野 陽二 耶 愛媛
 工 石丸 茂 愛媛 工 伊藤 繪 愛媛
 工 太田 實 靜岡 工 小田 厚 大阪
 農 加藤 賢吾 愛媛 工 雲瀨 富三郎 愛媛
 (死) 佐藤 文三 大阪 工 重松 敦雄 愛媛
 工 白方 進平 愛媛 工 高橋 克己 大分
 工 藤田 國南 夫 愛媛 工 野本 一朗 大阪
 工 松本 勝 愛媛 工 宮野 弘孝 廣島
 工 矢野 正二 耶 愛媛 工 矢野 透 愛媛
 工 山田 倫二 耶 德島 工 橫山 伸夫 廣島
 工 渡邊 寅雄 靜岡 工 和田 親 愛媛
 工 吉川 元造 京都

○理科乙類卒業業者

四〇人

醫 淺井 健佑 愛媛 醫 麻生 道雄 愛媛
 醫 阿部 信之 愛媛 醫 安藤 要 岡山
 醫 伊藤 正二 廣島 醫 伊藤 汪 愛媛
 醫 大下 隆夫 廣島 醫 垣本 (酒井) 泰輔 愛媛
 醫 川原 國夫 福岡 醫 木村 武 廣島
 醫 上坂 道雄 滋賀 醫 河瀨 清 愛媛
 醫 壺田 (鈴木) 暢夫 愛媛 醫 近藤 俊三 愛媛
 醫 芝 丈夫 愛媛 醫 白石 善之 愛媛
 醫 高田 義夫 香川 醫 高橋 吉雄 愛媛
 醫 壁井 清彦 香川 醫 中安 清周 靜岡
 醫 西脇 和義 香川 醫 野島 親康 富山
 醫 福見 秀雄 愛媛 醫 藤野 基康 愛媛
 醫 水口 秀夫 京都 醫 宮崎 菊雄 愛媛
 醫 矢野 尾三郎 兵庫

◎第十四回 (昭和十年三月)

一三〇人

○文科甲類卒業業者

三三人

京 青景 良久 廣島 經 秋田 保太郎 愛媛
 農 青野 勉 愛媛 經 石川 深 愛媛
 文 井上 泰逸 愛媛 法 大田 圭三 愛媛
 文 梶原 英太郎 愛媛 法 門田 圭三 愛媛
 經 秋山 五郎 山梨 法 大西 憲三 新潟
 法 金山 眞 富山

法經法文法法法法

久山(安永)泰三 愛媛 法
尖戸清泰 愛媛 法
高林正明 山口 法
田中留雄 愛媛 法
中村治兵衛 滋賀 文
野瀬賢一 兵庫 法
政治家英作 大阪 法

○文科乙類卒業業者

法法法法法法法法

淺海典男 愛媛 法
岡田隆治 兵庫 法
黒田眞一 徳島 法
藤原眞一 愛媛 法
瀧口左内 千葉 法
田中五郎 京都 法
中村正二 香川 法
平田里己 大分 法
松樹長翁 愛媛 法
米谷正美 愛媛 法
陸士 三人

○理科甲類卒業業者

三人

法法法法法法法法

佐竹次郎 山口 法
菅原秀雄 愛媛 法
竹林幸雄 兵庫 法
具尾宜藏 兵庫 法
西本修吉 香川 法
堀家文雄 愛媛 法
矢野博敬 愛媛 法
浮田延治郎 香川 法
小笠原一郎 愛媛 法
佐久間昌之助 廣島 法
柴日芳一 愛媛 法
武智功 愛媛 法
横本(石津)積廣 廣島 法
廣木清治 福岡 法
宮内通吉 福岡 法
八塚太郎 愛媛 法

醫工農工農工農工

淺川文一 山口 農
大野和彦 愛知 農
桑原宏 熊本 農
末松直 愛媛 農
中西一 徳島 農
飛田一夫 宮崎 農
伴政康 愛媛 農
林哲吾 徳島 農
藤原正治 大阪 農
吉田正 愛媛 農

○理科乙類卒業業者

三五人

法法法法法法法法

伊藤仁 鹿兒島 法
城戸洪平 愛媛 法
小玉智福 福岡 法
關萬夫 廣島 法
西龜敏秀 兵庫 法
橋本喜世茂 愛媛 法
林喜文 愛媛 法
丸尾則文 愛媛 法
三村貫一 山口 法
吉村貫一 山口 法

法法法法法法法法

梅津正雄 山形 法
木藤長雄 愛媛 法
坂本公行 愛媛 法
中馬英二 兵庫 法
野本龍雄 愛媛 法
橋本紀彦 和歌山 法
林正照 愛媛 法
二神和正 愛媛 法
横山桂三 香川 法
渡邊謙太郎 愛媛 法

醫醫醫醫醫醫醫醫

飯島弘治 栃木 醫
大石義朗 岡山 醫
久住(綱川)清一 香川 醫
小林矩也 長崎 醫
須賀清次郎 愛媛 醫
田附三男 滋賀 醫
中山惠夫 愛媛 醫
平野和雄 徳島 醫
松田正名 長崎 醫

第十四回卒業生 (昭和十年)

法法法法法法法法

大妻高明 岡山 法
尾崎一進 香川 法
久保弘一 愛媛 法
近藤厚 愛媛 法
高瀬真幸 兵庫 法
玉貫眞幸 愛媛 法
二宮道正 愛媛 法
古澤潔夫 千葉 法
長野壽仁 廣島 法

法法法法法法法法

大歲清次 兵庫 法
清川照大 大阪 法
源田良香 廣島 法
佐藤正三 廣島 法
高橋金之助 愛媛 法
富田千正 愛媛 法
野田誠之 廣島 法
木田尚 愛媛 法
水尾晴文 愛媛 法

一九

醫 醫 醫

山本 勇 愛媛
吉元 三郎 徳島

山本 公夫 滋賀
渡部 俊郎 愛媛

名 醫

山下 一 郎 東京
吉村 武 香川

法

石丸 忠富 愛媛

伊良 原 龍 徳島

經

宇部 宮 弘 愛媛

法

大塚 勝 香川

岡本 一平 愛媛

文

門屋 方 典 愛媛

法

菅 伸太郎 愛媛

菊池 精二 愛媛

法

桑江 義夫 愛媛

法

小島 五郎 宮城

佐伯 達也 愛媛

法

酒井 新平 愛媛

文

佐藤 敬治 千葉

篠原 良治 香川

經

都築 俊三 愛媛

法

寺島 平七 京都

徳重 秀利 愛媛

法

中山 高 茂 愛媛

法

長澤 一夫 兵庫

羽田 秀利 愛媛

法

廣田 三郎 香川

法

佃 廉三郎 愛媛

正岡 二一 愛媛

法

三輪 學俊 愛媛

文

村田 武定 愛媛

森 昌源 愛媛

法

由谷 龍也 鳥取

法

矢野 良三 愛媛

八原 昌克 愛媛

法

伊賀 上周夫 愛媛

◎文科甲類卒業生

三三人

◎文科乙類卒業生

三二人

東法 小合 憲雄 岡山

木野内 爲博 愛媛
桑江 達夫 愛媛
鈴木 靖 千葉

金子(金) 備(備) 朝鮮
本村 圭一 廣島
小西 二郎 大阪

川中 淳治 奈良

法

曾我 正紀 愛媛

住井 弘吉 大阪

法

關山 正三 愛媛

法

簡井 康 愛媛

波水 政明 愛媛

法

田中正文 香川

法

原正敏 愛媛

檜垣 義信 愛媛

文

林正中 行 愛媛

法

福成 格三 佐賀

和原 義茂 愛媛

法

東專一 郎 愛媛

經

吉川 秀夫 新潟

和田 文男 愛媛

法

八島 孝一 愛媛

○理科甲類卒業生

三一人

工 淺川 隆平 大阪

淺川 隆三 兵庫
堅山 隆三 大阪
重川 一郎 愛媛

上野 文右衛門(義次) 大阪
久保 哲次郎 愛媛
東海林 義光 愛媛

廣澤 廣三 香川

工

曾我 美清 美 愛媛

高市 利夫 愛媛

工

竹尾 恒弘 愛媛

工

都崎 正藏 香川

寺町 忠夫 愛媛

工

長坂 孝一 愛媛

工

二宮 道博 愛媛

林田 達孝 東京

工

松村 保光 廣島

農

福居 博 愛媛

藤田 敏治 愛媛

工

森村 康 廣島

農

松本 三郎 愛媛

村上 光之助 山口

工

山本 龍雄 愛媛

第十五回卒業生 (昭和十一年)

111

農

尾田 右馬太郎 大阪

○理科乙類卒業業者

三四人

醫

淺田 耕也 愛媛

池川 重穂 愛媛

醫

石川 一夫 愛媛

醫

石川 泰輔 岡山

伊藤 健次郎 東京

醫

井上 彌 兵庫

醫

太田 實兵衛 兵庫

大塚 敏 宮崎

醫

尾崎 志朗 京都

醫

岡崎 茂 愛媛

大野 秀一 愛媛

醫

尾崎 敏行 愛媛

醫

金子 藤剛 靜岡

鹿野 秀夫 愛媛

工

喜安 善市 愛媛

醫

菊野 晴二 愛媛

木下 康民 鳥取

工

小林 茂雄 愛媛

醫

桐田 良人 大分

日部 二郎 大阪

工

喜安 善市 愛媛

醫

小林 良輔 廣島

信崎 成美 愛媛

醫

喜安 善市 愛媛

醫

田中 逸種 鳥取

野井 又晴 香川

醫

喜安 善市 愛媛

醫

貓屋 田行雄 廣島

村上 俊明 愛媛

工

橋本 光博 香川

醫

林 章正 愛媛

野上 正己 和歌山

工

橋本 光博 香川

醫

和頭 秀岳 千葉

村上 正己 和歌山

工

守家 良一 香川

法

秋富 三朋 山口

石川 糾 愛媛

法

泉 曉 廣島

法

家木 益則 愛媛

越智 惟義 愛媛

法

泉 曉 廣島

法

菊池 龍一 愛媛

久米 頼利 香川

法

泉 曉 廣島

法

後藤 克己 廣島

後藤 輝司 廣島

法

杉山(博多) 一郎 愛媛

法

高橋 武彦 大分

高橋 不二雄 愛媛

法

武智 定一 愛媛

法

土屋 仁之助 愛媛

四國 達夫 愛媛

法

廣瀬 照一 愛媛

法

福田 貞吉 兵庫

東北 文村 上 次男 愛媛

法

村上 登木 雄 廣島

法

安岡 靜長 愛媛

矢野 晴夫 愛媛

法

山内 幸二 愛媛

法

山本 威 愛媛

經 東北 文村 上 次男 愛媛

法

山内 幸二 愛媛

法

井上 忠二 廣島

大島 勇 愛媛

法

酒井 武男 兵庫

法

鹽崎 潤 愛媛

東北 文重 同 榮一 愛媛

法

篠崎 正 愛媛

法

島田 秀雄 埼玉

金 錫 淡 朝 鮮

法

高田 正 愛媛

法

武市 洗 德島

得 居 孝 臣 愛媛

法

戸田 拳一 廣島

法

唐原 友三郎 兵庫

富 田 正 尊 愛媛

法

豊田 敏夫 香川

法

中尾 新一 愛媛

中 川 雄 一 郎 愛媛

法

中島 俊作 愛媛

法

長島 洋 愛媛

永 富 一 郎 愛媛

法

西山 金次郎 愛媛

法

別宮 雄三 愛媛

星 野 恒 雄 愛媛

法

水野 優三 廣島

法

宮 脇 辰 雄 愛媛

森 川 正 藏 香川

法

森 杉 夫 愛媛

法

山本 昇 愛媛

吉 川 康 夫 大阪

法

渡部 公幸 愛媛

理

相原 陸 愛媛

青 水 宣 正 京都

理

赤井 哲 治 鳥取

工

赤松 哲夫 愛媛

池 内 喜 明 愛媛

工

井 上 誠 香川

○文科乙類卒業業者

三〇人

○理科甲類卒業業者

三二人

第十六回畢業生 (昭和十二年)

133

法 藤 愛媛 京法 矢島好信 愛媛 法 山田都郎 廣島

○理科甲類卒業業者

工 石村修二郎 愛媛 京農 市村良三 大阪
 工 大瀬戸弘隆 廣島 理 岡本清 愛媛
 工 奥田悦二郎 愛媛 東工 加藤和敏 鳥根
 (死) 熊崎林一郎 愛媛 東北工 栗原輝 千葉
 農 遠見正策 三重 阪工 遠澤金之助 群馬
 阪工 高石裕 愛媛 工 建部正雄 愛知
 京工 永田民生 佐賀 阪工 萩野光章 高知
 阪工 中野藤五郎 廣島 工 前田活郎 愛媛
 工 松野五郎 愛媛 理 三好保男 香川
 京工 宮内宏 愛媛 工 吉田一彦 鳥取
 東醫 淺野和夫 大阪 阪醫 阿部隆雄 愛媛
 九醫 岩崎實 愛媛 阪醫 上島英義 三重
 九醫 尾形孝夫 愛媛 東工 河東恒 愛媛
 (死) 白石忠弘 愛媛 東醫 仙波嘉輝 愛媛
 岡醫 田中頼巳 廣島 名醫 田原隆英 愛媛

○理科乙類卒業業者

名醫 富永健二 徳島
 名醫 花鳥泰正 静岡
 名醫 宮内利貞 愛媛
 京工 中井次郎 兵庫
 岡醫 福家五郎 徳島
 名醫 横崎典太郎 廣島

◎第十八回 (昭和十四年三月) 一一三人

○文科甲類卒業業者 三〇人

東經 石川恭三 愛媛 京經 宇佐美慶幸 愛媛
 東法 大西徳太郎 愛媛 東經 門永洋之助 鳥取
 東經 篠田博一 愛媛 東法 倉橋憲明 愛媛
 九法文 黒田繁雄 埼玉 東經 黄壽永 朝鮮
 京法 佐伯政利 愛媛 東經 佐伯宜也 鳥根
 東法 則内光彦 愛媛 京經 曾我美忠孝 愛媛
 京經 富岡稔 東京 東法 西田壽夫 愛媛
 東文 林大六 愛媛 京經 一杉廣雄 静岡
 京法 藤本眞澄 愛媛 京法 宮崎正人 愛媛
 京經 山本聰介 愛媛 京經 李丙 朝鮮
 ○文科乙類卒業業者 二七人
 京法 相原英雄 愛媛 京法 岩本健生 愛媛
 京法 岡田安三 和歌山 九法 萩巢通俊 愛媛
 東法文 大森富男 愛媛
 京法 河村尚正 愛媛

東北法文	崎克巳	香川	東法	龜本修吉	東法	小玉卓爾
京法	坂本昇	大分	京法	佐伯正	東法	篠崎正廣
京法	進藤正信	愛媛	東法	須賀正俊	京法	高橋彦也
京法	田口卓朗	岐阜	京法	登田俊雄	九法文	丹羽奈良雄
東文	西村祝善	兵庫	京法	升谷英世	東法	松永長男
京法	松並篤	大分	京法	三浦元一	東法	守田龍夫
京法	森松幸夫	愛媛	京法	山浦通夫	東法	山本義嗣

○理科甲類卒業者

二五人

東工	阿部武藏	愛媛	東工	井川康	愛媛	諫早易二
東工	宇佐美正雄	愛媛	東工	岡本岩雄	奈良	奥島邦雄
東工	尾崎鐵郎	愛媛	東工	上村淳	愛媛	河井登
東工	菊池孝三	愛媛	東工	菊池純一	愛媛	北村實
東工	小池吉郎	愛媛	東工	末光喜代三	愛媛	關谷徹
東工	武井仁	愛媛	東工	武智修	愛媛	立石行男
東工	田淵忠夫	大阪	東工	寺尾實三郎	愛媛	中尾禮助
東工	服部一耶	愛媛	東工	兵頭盛也	愛媛	松田孝夫
東工	村上利夫	愛媛	東工	今村好信	香川	五百木雅幸
東工	今井義雄	徳島	東工	今村好信	香川	沖永善五郎

○理科乙類卒業者

三一人

京醫	萩野紀夫	兵庫	京工	影浦二三夫	愛媛	神谷勝之
京醫	木下治	長野	京工	鬼玉仙介	愛媛	後藤芳美
京醫	小西誠三	徳島	京工	佐伯修	香川	瀬谷佐藤
京醫	武田運	愛媛	京工	中村和雄	福岡	東野梅之
京醫	豊永安一	愛媛	京工	中村和雄	福岡	永津貞介
京醫	野瀬友保	徳島	京工	中村和雄	福岡	廣瀬一
京醫	福岡良男	東京	京工	中村和雄	福岡	廣瀬一
京醫	松尾健一	香川	京工	中村和雄	福岡	廣瀬一
京醫	芳野清治	愛媛	京工	中村和雄	福岡	廣瀬一

◎第十九回 (昭和十五年三月)

一一四人

○文科甲類卒業者

二六人

京法	荒木登米男	大阪	長法	伊賀由喜友	愛媛	伊東俊夫
東法	池原手雄	愛媛	東法	内山郁文	新潟	沖永正雄
東法	長田稔	静岡	九法文	金澤泰良	徳島	川本美次
東法	岸田雅信	愛媛	東法	堀田和男	山口	川本美次
東法	佐々木勝義	岡山	東法	重松繁正	愛媛	藤内修治
東文	西垣倫	大阪	東法	四田一夫	愛媛	橋本一朗
東文	花井實	和歌山	東法	岡田謙成	愛媛	古川一夫
東法	三木光一	徳島	東文	三崎敬之	廣島	矢野次郎

京經 山田直海 東京 東經 山本 廣 愛媛

三一人

京經 宇和川泰藏 愛媛

東法 明比文治 愛媛 京法 入江義弘 愛媛

京經 小野博康 山口

東法 大西桓彦 香川 京經 岡本坦三 愛媛

京法 梶野恭平 愛媛

東法 加藤宣道 島根 京法 川相五郎 愛媛

東法 栗田二郎 靜岡

東法 川崎太郎 愛媛 京經 重岡哲二 愛媛

東法 藤原徹 旨 愛媛

東法 兒玉四郎 大分 京經 武智卓也 愛媛

東法 網島 衛 岡山

東法 朱洙 萬朝 京法 富田昌明 愛媛

京法 中尾吉二 愛媛

京法 寺川 徹 愛媛 京法 春田龍男 兵庫

京法 宮崎政直 愛媛

京法 中畑尚義 大分 京法 森本憲夫 兵庫

京法 八幡 寬 愛媛

京法 村松盛雄 東京 京法 吉田 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 綿田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

京法 山田正彦 山口 京法 茂 大阪

京法 米田榮一朗 愛媛

第二十四回卒業生 (昭和十六年)

131

東工 中野三郎 愛媛 九工 西依祥一 佐賀 京工 福丸正人 奈良
東醫 藤田勉孝 愛媛 東醫 堀家正也 愛媛 京工 宮内義人 愛媛
東農 森野桂 愛媛 阪工 矢口靜男 大阪 名理 芳野峻 耶 愛媛

○理科乙類卒業業者

三〇人

阪醫 阿部源三郎 大阪 京醫 安藤哲三 香川 千醫 市川 明 千葉
東工 稻賀恒 大阪 名醫 宇都本久夫 愛媛 千醫 岡本米藏 大阪
阪醫 尾池正弘 香川 九醫 大北良輔 愛媛 京醫 大野 賢 愛媛
阪醫 河野剛 德島 阪醫 岸 敬忠 岡山 千醫 合田 敏 香川
東工 鹽崎眞行 愛媛 京醫 芝田英一 德島 千醫 鈴木貞三 千葉
京醫 世良嘉利 愛媛 九醫 仙波嘉孝 愛媛 阪醫 反保 勇 福井
京醫 鶴田登代志 鹿兒島 名醫 中嶋茂夫 愛媛 九醫 中島達夫 德島
九醫 長野辰一郎 愛媛 東北醫 二宮道義 愛媛 九醫 福岡 元 愛媛
阪醫 藤井雅直 京都 阪醫 本多 弘 大阪 岡醫 松房富士郎 和歌山
阪醫 倭馬左也 大阪 阪醫 山本雪洋 兵庫 東醫 和田 登 香川

○文科甲類卒業業者

二九人

京法 秋川 勇夫 愛媛 京經 池田孝夫 山口 專修 石黒秀治 東京
京經 井出忠彦 長野 京經 乾 武 楠 奈良 東文 茨木 清 大阪
京經 大島義信 山口 九法文 小野 善廣 愛媛 東經 太田 篤 男 大阪

第二十四回 (昭和十六年三月)

東法	堀正男	東法	川崎	專修	本藤
東法	古長一	東法	酒井	東法	佐伯
東法	會根高幸	東法	武内卓也	東法	田村國彦
專修	但馬功夫	東法	廣井理喜男	東法	中村清吉
京經	若名浩	東法	富田義朝	東法	正作
京經	長野茂之	東法	西原純二	東法	堀正
京法	山田康富	東法	平居部男	東法	石川

○文科乙類卒業業者

二六人

九法文	青野	東法	大井友太郎	東法	石丸義富
東法	岩淺農也	東法	加藤淑明	東法	大野五郎
東北法文	浦上三郎	東法	北尾謙三	東法	河本正之
京經	韓春	東法	佐々木明	東法	古賀修次
京法	小西勝一	東法	志摩一夫	東法	鈴木健吉
京經	篠崎勝	東法	高橋正美	東法	鈴木直彌
京法	高橋文彦	東法	中川勝巳	東法	竹下友一
專修	田中悅郎	東法	渡部勝巳	東法	水之江正雅
京法	山口信之	東法	小澤金二	東法	長野正八

○理科甲類卒業業者

三二人

京工	金子	東理	菊池幸次郎	東理	久揚川
京工	栗山晃太郎	東理	河野大	東理	佐々木義雄
京工	佐藤光次郎	東理	田中善久	東理	高橋三
京工	武田良平	東理	二宮久光	東理	谷川博太郎
京工	中村善男	東理	松友信壽	東理	馬場廉夫
京工	深尾善丈	東理	水田安一	東理	吹野榮一
專修	眞鍋一郎	東理	八木保	東理	宮内副勝
專修	宗雪滿夫	東理	山田正保	東理	矢野正八

○理科乙類卒業業者

二六人

京工	石井廣見	京工	石丸啓郎	京工	泉清
京工	今井靜正	京工	内田友久	京工	大場一誠
京工	奥島雄次郎	京工	近藤平一郎	京工	喜多川洋治
京工	北田幸徳	京工	世良之直	京工	阪井三郎
京工	佐々木平太郎	京工	中田敏夫	京工	曾根達郎
京工	東郷三郎	京工	三橋政信	京工	藤原英夫
京工	野間孝三	京工	吉岡愛彦	京工	藤原重之
京工	的場清文	京工	千原	京工	藤原重之
京工	安平公夫	京工	大分	京工	藤原重之

三、生徒年齡調

(昭和十六年四月末現在)

文科 理科	第三學年	第二學年	第一學年	計	最高			最低			平均
					年	月	日	年	月	日	
文科	三	二	一	六	一八	二	一七	二	一八	〇	
理科	三	二	一	六	一八	二	一七	二	一八	〇	
文科	二	一	一	四	一七	二	一六	七	一八	〇	
理科	二	一	一	四	一七	二	一六	七	一八	〇	
文科	一	一	一	三	一六	二	一六	七	一七	一	
理科	一	一	一	三	一六	二	一六	七	一七	一	
計	三〇	一九	一八	六七	一八	〇	一七	一	一八	〇	

四、本年度入學者學歷別

文科	理科	中學四年修了				中學卒業				計
		昭和十六年	昭和十五年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十六年	昭和十五年	昭和十四年	昭和十三年	
二	一五	四	三	二	七	五	一	一	七	一〇九

五、生徒、入學志願者、入學者及卒業者科類別

(昭和十六年四月末日現在)

合計	理科			文科			生徒					
	計	乙類	甲類	計	乙類	甲類	第一學年		第二學年		第三學年	
							計	甲類	計	甲類	計	甲類
二〇〇	二二〇	四〇	八〇	八〇	四〇	四〇	一九四	一五七	五五一	一八二四	一八六	一一三
一九四	一一三	三八	七五	八一	三九	四二	一五七	一〇九	三三五	七四	七七	二六
一五七	八〇	四一	三九	七七	四一	三六	五五一	三三三	一一九	五二四	四二六	四〇
五五一	三三三	一一九	一九四	二三八	一二〇	一一八	一八二四	九一九	三九五	五二四	四七九	三七
一八二四	九一九	三九五	五二四	九〇五	四七九	四二六	一八六	一〇九	三五	七四	三七	二九
一八六	一〇九	三五	七四	七七	三七	四〇	一一三	五八	二六	三二	二六	二九
一八六	一〇九	三五	七四	七七	三七	四〇	一一三	五八	二六	三二	二六	二九

道府縣		北 海 道		東 北 區		關 東 區		北 陸 區		東 山 區	
		青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 馬	茨 城	群 馬	千 葉	東 京
		青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 馬	茨 城	群 馬	千 葉	東 京
文科	第三學年										
理科	第二學年										
文科	第一學年										
理科	第一學年										
合計											
卒 業 者											

六、生徒及卒業者原籍地方別

道府縣		東 海 區		近 畿 區		中 國 區		四 國 區		九 州 區		沖 繩 縣		關 東 府	
		靜 岡	愛 知	滋 賀	大 阪	兵 庫	和 歌 山	鳥 取	島 根	廣 島	山 口	德 島	香 川	愛 媛	高 松
		靜 岡	愛 知	滋 賀	大 阪	兵 庫	和 歌 山	鳥 取	島 根	廣 島	山 口	德 島	香 川	愛 媛	高 松
文科	第三學年														
理科	第二學年														
文科	第一學年														
理科	第一學年														
合計															
卒 業 者															

種別	種別										計
	東京帝國大學	京都帝國大學	東北帝國大學	九州帝國大學	大正帝國大學	岡山帝國大學	長崎帝國大學	千葉帝國大學	其他	計	
法學部	4	1									5
文學部	3	1									4
經濟學部	5	1									6
法文					3						3
醫學部	1	6			1	5	1	2			16
工學部	5	9			2	6					22
理學部	2	1				2					5
農學部	4	2									6
其他	1								1		2
計	26	45			3	16	1	2	16		113

第二十回卒業者 (昭和十六年三月) 一一三名

備考 括弧内ハ大學卒業者 △印ハ死亡者ニシテ共ニ内數 X印ハ一ノ大學ヲ卒業シ更ニ他ノ大學ニ入學
又ハ卒業セシ者ニシテ外數ナリ

種別	東京帝國大學	京都帝國大學	東北帝國大學	九州帝國大學	大正帝國大學	岡山帝國大學	長崎帝國大學	千葉帝國大學	其他	計
法學部										0
文學部										0
經濟學部										0
法文										0
醫學部										0
工學部										0
理學部										0
農學部										0
其他										0
計										0

第八敷地建物

本校敷地ハ松山市持田町ニ在リ其ノ面積ハ壹萬九千七百四拾五坪八七〇ニシテ之ニ建設スル建物ノ坪數ハ貳千貳百九拾參坪四二九トス松山市持田町備外國人教師官舎敷地ハ貳百九坪八〇〇之ニ建設セル建物坪數ハ參拾壹坪五五〇松山市中一万町備外國人教師官舎敷地ハ百參拾壹坪二一〇之ニ建設セル建物ノ坪數ハ貳拾八坪〇五〇松山市北持田町松山高等學校官舎敷地ハ百六拾九坪二一〇之ニ建設セル建物ハ四十三坪トス而シテ松山市三津濱ニ端艇艇庫二棟(建物坪數六拾四坪)並ニ同艇庫附屬脱衣場一棟(建物坪數拾七坪五〇〇)アリ之ヲ區分スレハ左ノ如シ

松山高等學校建物表

所用名	構造	種類	坪
御眞影奉安殿	鐵筋コンクリート平家建		一三二〇
教室及事務室	木造二階建		三八二五〇〇
右附屬玄關	木造平家建		一一九二
教室	同		二〇〇〇
生徒控所兼雨天體操場	同		七五〇〇
銃器室及物置	同		五五〇〇
倉庫	煉瓦造二階建		三〇〇〇
物理教室	木造平家一部席裝		一六二五〇〇

化學教室	同		一四八五〇〇
博物教室	木造平家建		一四一五〇〇
藥品庫	煉瓦造平家建		五〇〇〇
硝化水素室	木造平家建		五〇〇〇
講堂	木造平家ガレリー付一部二階建		一四六〇〇〇
講堂	木造平家建		七五〇〇
柔劍道場	同		一一四〇〇〇
書庫	鐵筋コンクリート二階建		三〇〇〇〇
給水ポンプ小屋	木造平家建		六〇〇〇
小使室	同		二〇〇〇
寄宿舍	木造二階建		三〇四五〇〇
物附屬病室	木造平家建		二〇〇〇
右洗面所	同		一一〇〇
右芝園及入口下駄橋	同		一八〇〇
寄宿舍事務室	同		一七〇〇
寄宿舍食堂	同		一一五〇〇〇

敷地建物

寄宿舍生徒集會所	生徒主事官房	右附屬物置	渡廊下	假生徒集會所	職員生徒食事所	溫室	動物小屋	物置	同	同	同	弓道場	右渡廊下	運動場休息所	自轉車置場
水造二階建	水造平家建	同	水造一部二階建	木造平家建	同	同	同	煉瓦造平家建	水造平家建	同	同	同	同	同	同
二五三〇〇	四四〇〇〇	二〇〇〇〇	一一一五〇〇	三四八〇〇	五〇〇〇〇	一五七五〇	二四一二五	一四五〇〇	三〇〇〇〇	六〇〇〇〇	四四三一	一九三七五	二九〇〇〇	一五四一六	一四五〇〇
一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇

備外國人教師官舍	右附屬物置(一)	備外國人教師官舍	右附屬物置(二)	端艇庫	同	端艇庫附屬脫衣場	同	松山高等學校官舍	木造二階建	合計
水造二階建	水造平家建	水造二階建	水造平家建	同	同	同	同	木造二階建		
二六五五〇	五〇〇〇	二三〇五〇	五〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	一七五〇〇	四三〇〇〇	二四七七五		二、四七七五二九

敷地建物

一四五

附 錄

○松山高等學校報國團規則

- 第一條 本團ハ松山高等學校報國團ト稱ス
- 第二條 本團ハ肇國ノ大義ニ則リ報國精神ニ一貫セル心身一如ノ修練ヲ行ヒ以テ國士タル人物ヲ鍊成スルヲ目的トス
- 第三條 本團ハ本校ノ全職員及全生徒ヲ以テ組織ス
- 第四條 本團員ヲ分テ左ノ二種トス
 - 一、生徒團員
 - 一、職員團員
- 第五條 本團ニ左ノ各部ヲ置ク
 - 一、總務部
 - 一、鍛鍊部
 - 一、國防訓練部
 - 一、文化部
 - 一、生活部
- 第六條 總務部ハ本團ノ中核トシテ校風作興、風尚刷新ノ任ニ當ルト共ニ各部ノ事業ニ關シ根本的ナル

企畫統制ヲ行ヒ常ニ事業遂行ノ推進力トナルモノトス
 本部ニ庶務、會計ノ二係ヲ置キ其ノ事業ヲ分掌セシム

第七條 鍛鍊部ハ專ラ行的ナル心身鍛鍊ヲ通シテ強健ナル體軀ヲ鍊磨シ潤達ナル氣宇ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

本部ニ左ノ各班ヲ置ク

- 一、合同訓練班
- 一、剛健旅行班
- 一、劍道班
- 一、柔道班
- 一、弓道班
- 一、陸上班
- 一、野球班
- 一、庭球班
- 一、蹴球班
- 一、籠球班
- 一、水泳班
- 一、漕艇班
- 一、體操班

第八條 國防訓練部ハ國防精神ヲ振作シ其ノ知識、技能ヲ向上練磨スルヲ以テ目的トス
 本部ニ左ノ各班ヲ置ク

- 一、航空班
- 一、射擊劍術班
- 一、自動車班
- 一、馬術班

第九條 文化部ハ教學ノ本義ニ則リ學問、藝術等ヲ通シテ雄深ナル教養ト高雅ナル情操ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

本部ニ左ノ各班ヲ置ク

- 一、修養班
- 一、學藝班
- 一、科學班

第十條 生活部ハ生徒生活ノ全般ニ亘リ積極的ナル監督、指導ヲ行フト共ニ其ノ健康ヲ保持シ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

本部ニ左ノ各班ヲ置ク

- 一、指導班
- 一、厚生班

第十一條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、團長
- 校長之ニ當リ本團ヲ統轄シ役員ヲ任免ス
- 一、部長
- 總務部長ハ教頭トシ團長ヲ補佐シ部務ヲ掌理ス

一、理事 總務、國防訓練、文化、生活各部ノ部長ハ教授又ハ生徒主事トシ各擔任部務ヲ掌理ス

理事ハ生徒主事、各部々長並ニ學級主任中ヨリ任ラレタル教授若干名之ニ當リ總務部長ヲ補佐シ部務ニ參畫ス

常任理事ハ理事中三名(内一名ハ生徒主事トス)ヲ以テ之ニ充テ事業進行ノ衝ニ當リ兼テ庶務、會計ノ事務ヲ監督ス

一、班長 班長ハ教授、生徒主事、助教授又ハ講師之ニ當リ部長ヲ補佐シ班務ヲ掌ル

一、幹事 總務部幹事ハ全校生徒中ノ優秀ナル者二名、學級幹事中ヨリ四名乃至五名並ニ各部幹事中ヨリ各一名ヲ以テ之ニ充テ部長ノ指導ノ下ニ部務ニ參與セシム

學級幹事ハ各學級中ノ優秀ナル生徒二名ヲ以テシ總務部ニ聯絡セシム

各部幹事ハ生徒中ノ適任者ヲ以テ之ニ充テ各班ニ二名宛分屬シ班長ノ指導ノ下ニ班務ニ從事セシム

第十二條 幹事ノ任期ハ一箇年トシ毎年四月ニ更新ス

第十三條 生徒團員ハ入團金及團費ヲ左ノ通り第一學期授業料ト同時ニ本校會計課ニ納付スベシ

一、入團金七圓及團費貳拾圓 第一學年

一、團費 拾參圓 第二、第三學年及第一學年原級生

職員團員ハ團費トシテ毎月俸給月額高等官及同待遇ハ千分ノ十、判任官及同待遇ハ千分ノ五、雇員ハ千分ノ三ヲ納付スルモノトス(但シ七、八兩月ハ之ヲ除ク)

入團金ハ本團事業基金トシテ積立ツルモノトス

第十四條 會計檢査及物品檢査ハ團長ノ任命セル職員團員若干名ヲ以テ之ヲ行フ
第十五條 本規則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

○松山高等學校報國團役員

團長	菊池校長
總務部長	伊藤教頭
理事	伊藤教頭
	井手教頭
	木方教頭
	行元生徒主事
	橋本教授
	鍵谷教授
常任理事	行元生徒主事
	鍵谷教授

部(班)別	班部	長
總務部	伊藤教授	長
幹事	文三乙 長橋勇一 文三甲 山本敏夫 文三乙 平尾博 文三甲 尾崎隆 理三甲 梶谷永伸 文三乙 堀部孝雄 文三甲 堀部孝雄 理三甲 井上哲夫 文三乙 岡進 文三甲 伊藤文雄 理三乙 加藤長芥 文三乙 藤谷橋永 理三乙 藤谷橋永 文三乙 藤谷橋永 理三乙 藤谷橋永	

體育部	木方教授	文三乙 長橋勇一
合同訓練班	川畑教授	文三甲 山本敏夫
剛健旅行班	北川教授	理三甲 山崎穰
劍道班	三好教授	文三乙 伊藤文雄
柔道班	三原教授	文三甲 尾崎隆
弓道班	高橋教授	理三甲 梶谷永伸
陸上	川端教授	文三乙 堀部孝雄
野球	澄谷教授	文三甲 堀部孝雄
庭球	安河内教授	文三乙 堀部正也
蹴球	潮田教授	理三乙 堀内恩
籠球	神野教授	文三甲 上田耕藏
水泳	吉元教授	文三乙 窪田穰
漕艇	武智教授	理三甲 窪田穰
體操	松原助教授	理三乙 小川朗
國防訓練部	橋本教授	理三乙 大野隆
		理三乙 谷口弘

航空班	金崎教授	文三乙	朴義昌	理三乙	平木昭
射擊銃劍班	岡田講師	理三乙	矢田宏	理三甲	泉浩
自動車班	野本教授	文三甲	土岐進	文三甲	松家浩一
馬術班	本田囑託				
文化部	井手教授				
修養班	川本教授	文三乙	垣本幹雄	理三甲	橋本剛明
學藝班	川本教授	文三乙	芥潤一	理三乙	淺田敏雄
科學班	大植教授	理三乙	大野隆	理三乙	吉田則武
生活班	行元生徒主事				
指導班	太田教授	文三乙	垣本幹雄	文二乙	戸石元清
厚生班		文三甲	玉野義雄	理三甲	二宮敏雄

學級幹事

文三甲	玉野義雄	文三甲	長田健二郎	文三乙	垣本幹雄
文三乙	長橋勇一	文二甲	谷賀三	文二甲	鳥越端
文二乙	玉井勳	文二乙	戸石元清	文一甲	芦北誠
文一甲	黒田實	文二乙	先田哲夫	文二乙	安藤毅

理三甲	梶谷永伸	理三甲	青野格	理三乙	加藤正
理三乙	吉田則武	理一甲	渡部晴樹	理一甲	河井直幸
理二甲	玉井康雄	理二甲	永松繁彦	理二乙	松浦茂雄
理二乙	志摩達夫	理一甲	歌原良三	理一甲	武田章
理一甲	白戸紋平	理一甲	岡本途也	理一乙	須賀正夫
理一乙	河東彬				
事務員	會計係 森賀書記 森野 履				

○對抗競技ニ關スル全國高等學校長ノ申合事項

- 第一條 此ノ申合ハ高等學校カ他ノ學校若ハ團體ヲ相手トシテ行フ總テノ競技ニ之ヲ適用ス生徒個人トシテ参加スル場合亦同シ
- 第二條 高等學校生徒ハ純正ナル體育運動精神ノ發揚ヲ目的トス競技ニ限リ参加シ得ルモノトス
- 第三條 原級ニ止マリタル生徒ハ當該學年間總テノ對抗競技ニ参加セシムルコトヲ得ス
- 第四條 授業ヲ休止シテ對抗競技ヲ行ヒ又ハ授業ヲ缺キテ之ニ参加セシムルコトヲ得ス學式ニツキテモ亦同シ
- 第五條 對抗競技ヲ行フ際入場料ヲ徴收スルコトヲ得ス

對抗競技ニ關スル全國高等學校長ノ申合事項

モノトス

- 一、明治神宮ニ對スル國民の奉仕ノ意ヲ以テ備サルル明治神宮體育大會ニ參加セントスルトキ
- 一、國際オリンピック大會、東洋選手權競技大會等國際的競技ニ參加セントスルトキ
- 一、前記二ツノ場合ニ參加スヘキ資格ヲ定メラルル機會ヲ得シムル爲メ文部省ニ於テ公認セラレタル全國的種目別運動統制團體主催ノ下ニ行ハルル競技大會並ニ其ノ豫選會ニ參加セントスルトキ
- 第六條 對抗競技ヲ行フ場合ハ成ルヘク教官ヲ同行セシムルモノトス
- 第七條 高等學校間ニ於テ對抗競技ヲ行ハムトスルトキハ關係學校長ハ其ノ時期場所方法及應援等ニ就キ豫メ打合ヲ爲スモノトス(尋常科生徒ノ團體競技參加ニ關スル件)高等科六學級ノ七年制高等學校ハ團體競技ヲ行フニ當リ選手ノ編成困難ナル場合ハ尋常科最高學年中ヨリ之ヲ補充スルコトヲ得

備考

本件ハ申合事項ニ加ヘス默認ノ形式ヲトルコト

運動競技以外ノ諸備ニ關スル申合

運動競技以外ノ諸備ニ就テハ對抗競技ニ關スル申合ヲ準用スルコトトス

○松山高等學校同窓會規約

- 第一條 本會ハ會員相互ノ交誼ヲ厚クシ且母校トノ親密ナヲ連絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ松山高等學校同窓會ト稱ス
- 第三條 本會會員ヲ左ノ二種ニ分ツ

- 一 正會員 母校卒業者
- 一 特別會員 母校職員及舊職員

但シ會長ノ推薦ニ依リ本校出身者ヲ正會員、本校緣故者ヲ特別會員トナスコトアルヘシ

第四條 本會ハ本部ヲ母校ニ、支部ヲ總會ノ承認セル會員在任ノ各地ニ置ク

第五條 本會ノ目的ヲ達成スル爲左ノ諸件ヲ實行ス

- 一 會員ノ動靜母校ノ近況ヲ報スルカ爲毎年十二月會員名簿ヲ兼ネタル會報ヲ頒布ス
- 一 毎年一回總會ヲ母校所在地ニ開ク
- 一 其ノ他臨機適當ナル事業

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 校長ヲ推戴ス
- 理事 若干名 支部會員ノ互選ニヨリ會長之ヲ囑託シ任期ヲ一ケ年トス

但シ二名ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

事務取扱 二名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第七條 會長ハ本會ヲ總裁シ理事ハ本會ノ重要事務ヲ處理シ事務取扱ハ會長、理事ノ旨ヲ承ケテ庶務會

計ノ事ニ從フ

第八條 各支部ハ役員其ノ他其ノ部ニ關スル一切ノ事項ヲ議定シ之ヲ本部ニ報告スヘシ

第九條 本會理事任期中ニ缺員ヲ生シタルトキハ會長之ヲ補充ス

第十條 正會員ハ入會ノ際會費トシテ一時金五圓ヲ納付スルモノトス

特別會員ハ毎年總會前月ニ於テ應分ノ寄附ヲ爲スモノトス

但シ舊職員ハ此ノ限ニアラス

關
係
法
令

關
係
法
令

第九 關係法令

一、高等學校令

(大正七年勅令第三百八十九號)

- 第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道徳ノ充實ニ力ムヘキモノトス
 - 第二條 高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス
 - 第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス
 - 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス
 - 第六條 基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ
 - 第七條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 - 第八條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
 - 第九條 高等學校ニハ高等科ヲ率イタル者ノ爲ニ専攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス
- 専攻科ヲ率イタルモノハ得業士ト稱スルコトヲ得
- 専攻科ニ關スル規定ハ文部大臣之ニ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得 但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者 國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者 中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ一學級ノ生徒定數ハ四十人以上トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業料、入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラザル學校ハ勅令規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校、稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

一、高等學校規程

(大正八年文部省令第八號)

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、公民科、國語漢文、外國語、歴史、地理、數學、理科、圖畫、音樂、作業科、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一
公民科			一	一

高等學校規程

國語	漢文	外語	歷史	地理	數學	理科	音樂	美術	體育	計
七	七	六	三	四	二	一	一	一	五	三一
七	七	七	三	四	二	一	一	一	五	三二
六	六	六	三	四	四	一	一	一	五	三二
六	六	六	三	四	四	一	一	一	五	三三

作業科、圖書、音樂等ノ實習及體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜増加シテ之ヲ課スル事ヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及

地質、心理、法制及經濟、圖書、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勸諭ノ總旨ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐履行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル義務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國國民道徳ヲ會得シ其ノ實行ニ務メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得セシメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近代及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ購讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

理科ニ在リテハ近世及近代ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表スノ能力ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、諷方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歷史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來國體ノ特異ナル所以ヲ明シ國民性格ヲ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歷史ハ日本歷史、東洋歷史及西洋歷史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル智識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシムルヲ以テ要旨トス
 心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ
 第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
 數學ハ文科ニ在リテハ數學緒論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ
 第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ニ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシムルヲ以テ要旨トス
 自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ
 第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル智識ヲ與ヘ其ノ方則ヲ理解セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス
 物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ
 化學ハ無機化學、有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ
 第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル智識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
 植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル智識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ
 礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル智識ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ
 第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル智識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス
 法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ
 第十七條 圖畫ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練、思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
 圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ
 第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神、規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ

要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道、柔道及弓道ヲ加フルコトヲ得
 第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	三	五	四
地理	二		
哲學概說			三
心理及論理		二	二
法制及經濟		二	二
數學	三		
自然科學	二	三	
體操	三	三	三

第二外國語ヲ修メタル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專 攻 科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ
國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教育上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ趣旨ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項
ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教 科 書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ
但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ等常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコト
ヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上、專攻科
ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充テリ日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲナスコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編 制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關
スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授
スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數ハ支那大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ但シ兼任教員ハ教員數ノ中
數ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ副道、柔道又ハ弓道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外ト
ス

第四章 設 備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及教具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道端上及衛生上善ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室等ヲ備フヘシ
校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 教具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表ヲ備フヘシ

- 一 學則、日課表及教科用圖書配當表
 - 二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
 - 三 生徒學籍簿、出席簿、身體検査ニ關スル表簿及入管延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
 - 四 試驗ノ問題、答案及成績表
 - 五 資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、圖表、器具、標本、模型ノ目錄
- 生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族稱、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學、轉學、退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

- 第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
- 一 名稱
 - 二 高等學校令第七條ノ事項
 - 三 學則
 - 四 各科ノ生徒定數
 - 五 位置及校地
 - 六 校舍ノ圖面及建設ノ設計
 - 七 開校ノ期日
 - 八 經費及維持ノ方法
- 前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附屬ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添附スヘシ
第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケタヘシ

第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

- 第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス
- 第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先テ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ
- 第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國民科(修身、國語、國史及地理)及理科(算數及理科)ニ就キ國民學校初等科修了ノ程度ニ依リ行フ檢定ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ國民學校初等科ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム
- 第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ
- 前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ
- 第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先テ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ
- 第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム
- 一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
 - 二 高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者
 - 三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者
 - 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
 - 五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
- 前項ノ資格試驗ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 實科高等學校專科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ實科各科目ニ入學セシムヘキ人員ニ屬スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ行フ試験ノ成績トヲ併セ考査シテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ試験ハ之ヲ行ハサルコトヲ得

前項ノ考査ノ外必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シテ人物考査ヲ行フコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ身體検査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限リ入學セシムヘシ但シ實科學校ニ於テ豫科ヨリ専修科ニ進入シ又ハ専修科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ實科學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入學ヲ志願シタルトキハ該校ノ上當該學年又ハ翌學年ノ學年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志願スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校專修科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校專修科各學年ノ課程又ハ全學科ヲ修了ラ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ

高等學校高等科各學年ノ課程ヲ修了又ハ全學科ヲ卒業シ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ學業成績ノミヲ考査シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セタル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書、專攻科ヲ卒業シタル者ニハ得業證書ヲ、專修科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各條ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 學力劣等ニシテ成績ノ見込ナシト認メタル者

三 引續キ一年以上缺席シタル者

四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一ヶ月以上缺席シタル者

五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受テヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マデニ卒業セサルヘキモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入ス

高等中學校規程、明治四十一年文部省令第九號、高等學校大學豫科入學者無試験檢定規程及高等學校大學豫科入學者選拔試験規程ハ之ヲ廢止ス

附 則

〔昭和二年文部省令〕
〔第二十八條〕

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十條第二項及第四十四條ノ規定改正ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

〔昭和六年文部省令〕
〔第七號〕

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ本令ノ規定ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

作業料ハ本令施行後五年以内之ヲ缺クコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ作業料ヲ缺キタル學校ニシテ之ヲ置クニ至リタル際現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目及其

ノ程度ニ關シテハ第二項ノ例ニ依ル

第三項ノ規定ニ依リ作業料ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ教授時數ハ適宜之ヲ他ノ學科目ニ配當スヘシ
參照
明治四十一年文部省令第九號ハ高等學校大學豫科入學者ニ關スル件ナリ

三 文部省直轄諸學校官制

〔抄〕 (明治二十六年勅令第八十六號)

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

松山高等學校 (他略)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ニ置ク

- 校長
- 教授
- 生徒主事
- 助教
- 書記
- 生徒主事補

前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニ依リ事務官又ハ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教ハ列任トス生徒ノ教育ニ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ常該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

第十條 書記ハ列任トス上官ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

直轄諸學校官制

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テキ給主事補ノ委任定員ヲ設置シタル學校ノ生徒主事補ハ列任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ列任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

生徒主事補ハ上官ノ命ヲ受ケ生徒主事ノ職務ヲ勤メ
 第十條ノ三 事務官ハ委任トス校長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ掌理ス
 第十條ノ四 助手ハ列任トス教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ從事ス
 第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ其學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得
 第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ諮議委員會ヲ設ケタルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

四 文部省直轄諸學校職員定員令 (抄) (明治三十五年勅令第九十九號)

文部省直轄諸學校專任教員ノ定員左ノ如シ

校	長教	授事務官	生徒主事	助教	教授	助	手	書	記	生徒主事補
松山高等學校	一人	二十八人	一人	三人	一人	一人	一人	六人	一人	一人

五 文部省直轄諸學校長職務規程 (大正二年文部省訓令)

第一條 校長ハ列任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得
 第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得
 第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六條及第八條ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ
 第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムルコト

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設ケルコト
 第三 俸給月額八拾五圓以下ノ職員ノ進退ニ關スルコト
 第四 教官以下ノ内閣各地出張ニ關スルコト
 第五 教官以下ノ除服出仕請願ニ關スルコト
 第六 講師ノ解雇及其ノ報酬減額ニ關スルコト
 第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト
 第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト
 第四條 前條ニ掲ケタル事項ノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケテ之ヲ施行スヘシ

六 帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校 雇外國人ニ關スル件 (明治二十六年勅令第九十六號)

文部省直轄諸學校ニ於テ學科ノ教授ノ必要アルトキハ直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

七 高等學校高等科入學資格試驗規程 (大正八年文部省令第九號)

第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケントスル者ハ年齡滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全、品行方正且現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ
 第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ
 第三條 試驗ハ中學校第四學年迄ノ學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ但シ實業、音樂、作業科及體操ハ之ヲ除ク
 第四條 專門學校入學者檢定規程第七條第二項又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依リ證明書ヲ有スル